

令和5年度版

# 室蘭市の都市計画



# 目次

みんなのルール／都市計画	1
第1章 都市計画の制度	2
1. 都市計画と都市計画法	2
2. 都市計画の決定権者	2
3. 都市計画の決定手続	4
4. 都市計画のマスタープラン	5
第2章 都市計画区域・区域区分（市街化区域と市街化調整区域）	6
1. 都市計画区域	6
2. 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）	6
3. 都市計画区域面積と人口	7
4. 都市計画区域・市街化区域と市街化調整区域の決定経緯	8
第3章 地域地区	9
1. 地域地区（用途地域とその他の地域地区）	9
2. 用途地域	9
3. 防火地域及び準防火地域	16
4. 臨港地区	17
第4章 都市施設	20
1. 都市施設	20
2. 道路	23
3. 公園・緑地・墓園	26
4. 下水道	34
5. その他の処理施設	35
6. 市場	35
7. 火葬場	35
第5章 市街地開発事業	36
1. 土地区画整理事業	37
2. 新住宅市街地開発事業	37
第6章 地区計画	39
1. 地区計画	39

※本書に記載の都市計画決定状況及び都市施設の整備状況等は  
令和5年3月31日現在のものです。

## みんなのルール／都市計画

都市には大勢の人が集まり、働き、学び、遊び、そして生活しています。このような状況の中で、例えば住宅地の真ん中に、自分の土地だからといって大きなお店や工場を建てる人がいたらどうでしょうか。周りの住宅では陽があたらなくなり、静かな住宅地だったところが人や車で騒がしくなることが考えられます。

このように、都市では自分の土地を使うのにも、まわりのことを考えないと大勢の人に迷惑をかけることがあります。

このため、大勢の人が生活している都市では、土地の使い方や建物の建て方に共通のルールを定め、それをお互いに守っていくことが必要となります。

また、都市で生活し働いていく上で、道路、公園、下水道などのまちの骨組みとなる都市施設は、まちの中における住宅などの分布、人や物の流れ、他の都市との関係などを考えて、あらかじめ計画を立てておき、それに従って整備していく必要があります。

更に、新しいまちをつくったり、古くなったまちをつくり直すためにも、まち全体の中でのその地区の役割などを考えて、計画的に進めていくことが大切です。

このように、まちを住みよいものにしていくために、土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめ、まちづくりに必要な多くのことがらを相互の関係を考えながら定めているのが「都市計画」です。



## 第1章 都市計画の制度

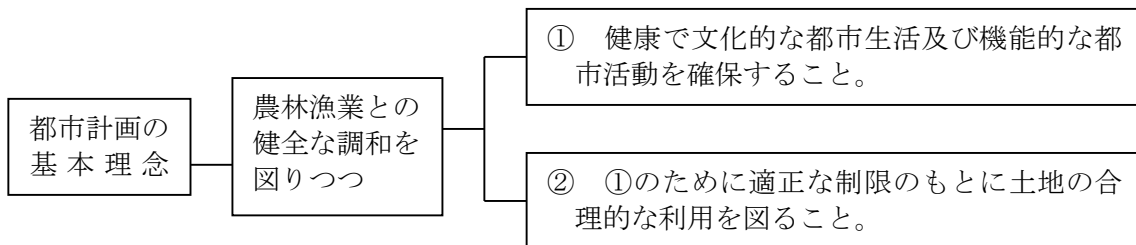
### 1. 都市計画と都市計画法

都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一体的に定めるものです。この計画に基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、整備事業を実施して、住みよいまちをつくりあげていきます。この都市計画の内容、決定手続、都市計画制限、都市計画事業などについて定めているのが、都市計画法です。

都市計画法は、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の制度をはじめとして、基本的な土地利用規制について定めている法律であり、他の土地関係法令とも密接な関連を有しています。

#### ○ 都市計画の基本理念（法第2条）

都市計画法では、都市は、市民生活の場であるとともに個人や企業の経済活動の場であることを踏まえ、また、土地の利用を個人の恣意に委ねることなく、合理的な土地利用を図るため、次のとおり基本理念を定めています。



### 2. 都市計画の決定権者

都市計画の決定にあたっては、都市行政上の基礎的な単位である市町村の立場が十分尊重されること、国または都道府県が、広域的調整を図ることができること、市民の財産権の制約について十分なチェックがなされることが必要です。

これらの点に配慮し、広域的な観点から定めるべきものや根幹的な施設などについては、都道府県が関係市町村の意見を聞き、一定の場合には国土交通大臣の同意を得て定めるべきこととし、その他のものについては、市町村が都道府県知事の同意を得て定めるものとされています。

なお、指定都市の区域においては、都道府県が定めることとされる都市計画のうち都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び特に広域の観点から決定すべき都市施設に関する都市計画を除き、指定都市が都道府県知事の同意を得て、一定の場合には都道府県知事の意見を付して国土交通大臣に協議し同意を得て、定めるものとされています。

○ 都市計画の内容

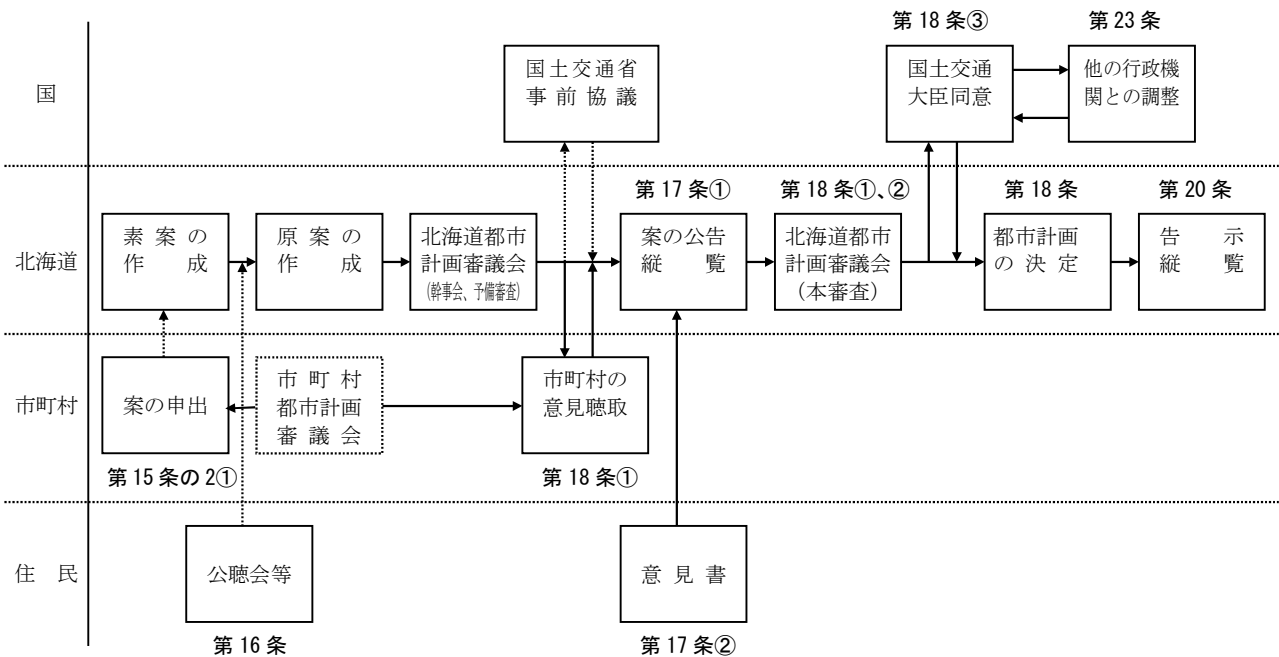


### 3. 都市計画の決定手続

#### (1) 北海道が定める都市計画（国土交通大臣の同意を要しないものは、国の部分を省略）

北海道は、必要に応じて公聴会や説明会を開催し、都市計画の案を作成します。

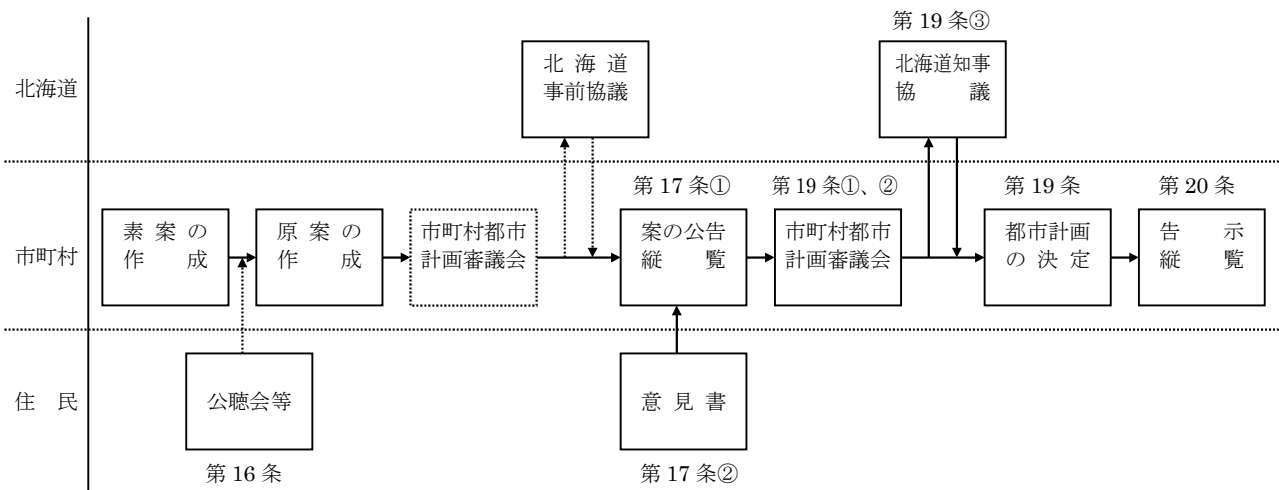
次に、市町村の意見聴取、関係行政機関への協議などを行い、案の縦覧を行います。その後、案を都市計画審議会に付議し、縦覧期間中に提出された意見書の要旨を審議会に提出します。審議会の議を経た後、国土交通大臣の同意を得て、都市計画の決定告示を行います。



#### (2) 市町村（札幌市を含む）が定める都市計画

市町村は、原案を作成し、必要に応じて公聴会や説明会などを開催し、都市計画の案を作成します。

次に、関係行政機関への協議などを行い、案の縦覧を行います。その後、案を市町村都市計画審議会（市町村審議会が置かれていない場合は、道都市計画審議会）に付議し、縦覧期間中に提出された意見書の要旨を審議会に提出します。審議会の議を経た後、知事と協議し、都市計画の決定告示を行います。



## 4. 都市計画のマスタープラン

### (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）は、都市計画区域毎に道が定めるものです。

整開保は、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための、都市計画区域における基本的な方針として、

- ① 都市計画の目標
- ② 市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- ③ 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めることとされています。

都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものでなければなりません。

### (2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2）

市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）は、市町村の建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、都市計画区域をもつすべての市町村が定めるものです。

市町村都市計画マスタープランは、市町村が、創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に示したものであり、具体の都市計画をはじめとしたまちづくりの施策の根拠となるものであることから、市町村が定める都市計画は、この基本方針に即したものでなければなりません。令和5年2月末現在、道内では96市町が策定済です。

### (3) 室蘭市の都市計画マスタープラン

「室蘭市都市計画マスタープラン」は、市民と行政と一緒に考え、将来の都市像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものであり、今後の土地利用・道路・公園等の都市計画を進めるための指針になるものです。また、この計画の中では、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりのあり方を検討し、これをもとに今後のまちづくりを進めていきます。

「室蘭のまちに求められる課題」、「市民の思い・期待」、平成20年3月に策定された「第5次室蘭市総合計画」の内容を踏まえ、3つの主要視点を基に、将来像を実現するための都市計画の進むべき9つの基本目標を設定しました。

さらに、この都市計画マスタープランは、北海道における都市計画に関する各種計画や、\*室蘭市、登別市、伊達市の3市で構成される室蘭圏都市計画区域における諸計画も十分に踏まえたものです。

※ 登別市は平成14年度、室蘭市は平成15年度、伊達市は平成16年度に市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を策定しました。

#### 〇9つの基本目標と分野別方針



## 第2章 都市計画区域・区域区分（市街化区域と市街化調整区域）

### 1. 都市計画区域

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲のことです。この区域は、関係市町村と北海道都市計画審議会の意見を聞き、国土交通大臣の同意を受けて北海道が指定します。

都市計画は、都市計画区域ごとに定められ、それに基づいて土地利用の規制や都市計画事業等が実施されます。

### 2. 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。市街化区域と市街化調整区域を区分する作業を線引きといいます。室蘭市は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分が定められた線引き都市となっています。

○ 区域区分の概要図

この区域区分と、各種の都市計画を定め開発許可制度を併用することにより、計画的な市街化を図ることとしています。なお、この区域区分は、基礎調査（法第6条）の結果及び将来の見通しのうえにたって、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされており、室蘭市では、令和2年度に7度目の見直し作業を行いました。

#### ○ 市街化区域と市街化調整区域

	市街化区域	市街化調整区域
地区の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に市街地を形成している区域</li> <li>おおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化を抑制すべき区域</li> </ul>
地域地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも用途地域を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として用途地域を定めない</li> </ul>
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも道路、公園及び下水道を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定めることができる</li> </ul>
市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>定めることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定めることができない</li> </ul>
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>定めることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法の要件に該当する場合、定めることができる</li> </ul>
開発許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画に適合し、一定の要件を具備していれば許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>限定的に許可</li> </ul>
農地転用	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出制（許可不要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可制</li> </ul>



### 3. 都市計画区域面積と人口

(1) 面積

当初決定 昭和45年12月28日 北海道告示第3109号

最終変更 令和3年3月23日 北海道告示第230号

区域		面積 (ha)
行政区域 (※1)		8,101
都市計画区域	市街化区域	3,608
	市街化調整区域	3,832
	計	7,440
都市計画区域以外の区域		661
人口集中地区 (DID) (令和2年国勢調査時)		2,750

※1 行政区域面積は令和5年1月1日現在（国土地理院調べ）

#### 人口集中地区 (DID) の定義

1. 市区町村の境界内において人口密度の高い（約 4,000 人/k m<sup>2</sup>以上の）国勢調査区が集合している地域
  2. 人口 5,000 人以上を数える地域
- 上記 1、2 をどちらも満たしている市街地を人口集中地区という

※国勢調査区とは、各回国勢調査に際して、全国にわたって1調査区が約50世帯となるように設定されるもの。調査に際して、統計調査員の受け持ち地域を明確にし、調査脱漏・重複を防止するために設定されている。

(2) 人口

区域		面積 (K m <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/K m <sup>2</sup> )	備考
行政区域		81.01	77,472	956	令和5年3月末現在 住民基本台帳による
行政区域		81.01	82,383	1,017	令和2年国勢調査
都市計画区域	市街化区域	36.08	81,436	2,167	
	市街化調整区域	38.32	947	26	
	合計	74.40	82,383	1,107	
都市計画区域 以外の区域	白地	6.61	0	—	
人口集中地区 (D I D)		27.50	68,514	2,491	

#### 4. 都市計画区域・市街化区域と市街化調整区域の決定経緯

○室蘭圏に関する決定経緯

告示年月日	告示番号	内 容
昭和 44 年 12 月 26 日	北海道告示第 2736 号	都市計画法の全面改正により、室蘭圏都市計画区域の決定
昭和 45 年 12 月 28 日	北海道告示第 3109 号	都市計画法の全面改正により、室蘭圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定
昭和 47 年 7 月 7 日	北海道告示第 2227 号	港湾整備事業による公有水面埋立事業計画に伴う室蘭圏都市計画区域の変更決定
昭和 47 年 12 月 27 日	北海道告示第 3683 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（陣屋土地区画整理区域を編入）
昭和 48 年 3 月 9 日	北海道告示第 532 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（登別市上鷲別東部地区土地区画整理区域の一部を編入）
昭和 54 年 10 月 22 日	北海道告示第 3471 号	室蘭圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（第 1 回目の見直し）
昭和 59 年 8 月 16 日	北海道告示第 1489 号	室蘭圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（第 2 回目の見直し）
昭和 60 年 4 月 1 日	北海道告示第 496 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（登別市富岸土地区画整理区域を編入）
平成 4 年 4 月 3 日	北海道告示第 521 号	室蘭圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（第 3 回目の見直し）
平成 5 年 3 月 26 日	北海道告示第 442 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（伊達市松ヶ枝地区を編入）
平成 6 年 10 月 18 日	北海道告示第 1567 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（伊達市松ヶ枝地区を編入）
平成 9 年 3 月 28 日	北海道告示第 460 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（伊達市プライム・ヘルシータウン地区を編入）
平成 9 月 10 月 24 日	北海道告示第 1697 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（崎守地区を編入）
平成 10 年 11 月 6 日	北海道告示第 1900 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（第 4 回目の見直し）
平成 14 年 3 月 26 日	北海道告示第 504 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（登別市富岸地区を編入）
平成 16 年 4 月 6 日	北海道告示第 391 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（第 5 回目の見直し）
平成 22 年 11 月 9 日	北海道告示第 746 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（第 6 回目の見直し）
平成 25 年 10 月 18 日	北海道告示第 683 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（追直漁港地区を編入）
令和 3 年 3 月 23 日	北海道告示第 230 号	市街化区域及び市街化調整区域の変更決定（第 7 回目の見直し）

## 第3章 地域地区

### 1. 地域地区（用途地域とその他の地域地区）

地域地区とは、都市計画区域及び準都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物や土地の区画形質の変更などについて必要な制限を課することにより、土地の合理的な利用を誘導することを目的として定められるものです。

このうち「用途地域」は、建築物の用途や容積率等を規制するものであり、地域地区の中で最も基本的なものです。

用途地域には12種類の地域があり、建物の用途や形態などをさまざまに制限しています。この用途地域を、それぞれの地域の特性にあわせて定め、居住環境の保全や都市機能の維持増進を図っています。このほかにも、地域ごとの土地利用の目的により、必要に応じて、高度地区、高度利用地区、防火・準防火地域、風致地区、臨港地区、伝統的建造物群保存地区などが定められています。

### 2. 用途地域

当初決定 昭和12年12月19日

最終変更 令和4年3月28日 室蘭市告示第7号

種 類	面 積 (h a)	建築物の延べ 面積の敷地面積 に対する割合 (容積率)	建築物の建築 面積の敷地面積 に対する割合 (建ぺい率)	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 高さ制限	建築物の 敷地面積 の最低限 度	構成比 (%)	
住居系地域	第1種低層住居専用地域	約 55	6/10以下	4/10以下	—	10m	—	1.5
		約 235	8/10以下	5/10以下	—	10m	—	6.5
	小 計	約 290						8.0
	第2種低層住居専用地域	約 9	8/10以下	5/10以下	—	10m	—	0.2
	第1種中高層住居専用地域	約 265	20/10以下	6/10以下	—	—	—	7.3
	第2種中高層住居専用地域	約 354	20/10以下	6/10以下	—	—	—	9.8
	第1種住居地域	約 872	20/10以下	6/10以下	—	—	—	24.2
	第2種住居地域	約 98	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.7
	準住居地域	約 29	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.8
住居系合計	約 1,917						53.0	
商業系地域	近隣商業地域	約 31	20/10以下	8/10以下	—	—	—	0.9
		約 63	30/10以下	8/10以下	—	—	—	1.7
	小 計	約 94						2.6
	商業地域	約 208	40/10以下	8/10以下	—	—	—	5.8
商業系合計	約 302						8.4	
工業系地域	準工業地域	約 300	20/10以下	6/10以下	—	—	—	8.3
	工業地域	約 346	20/10以下	6/10以下	—	—	—	9.6
	工業専用地域	約 743	20/10以下	6/10以下	—	—	—	20.7
	工業系合計	約 1,389						38.6
総合計	約 3,608						100.0	

○用途地域の変更経過(4用途)

面積：ha、（ ）は構成比%、 ※は住居地域の内住居専用地区分

種 類 告示 年月日及び番号	住 居 地 域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	計	備 考
昭和12年12月19日	2065.9 (71.6)	74.2 (2.6)		744.5 (25.8)	2,884.6	蘭西中央地区、母恋、輪西、本輪西地区の商業地域。臨海地区、蘭東地区の工業地域。半島部高砂、知利別、高平、本輪西地区の住居地域
昭和26年7月11日 建設省告示 第716号	2262.9 (78.4)	71.2 (2.5)	35.0 (1.2)	515.5 (17.9)	2,884.6	東室蘭駅東口周辺の商業地域の追加御崎、御前水地区の国道沿い商業地域の廃止。蘭東地区の一部及び絵鞆地区の工業地域を居住地域、準工業地域に変更。臨港地区の工業地域の追加
昭和28年12月22日 建設省告示 第1509号	2253.8 (78.1)	89.2 (3.1)	35.0 (1.2)	506.6 (17.6)	2,884.6	輪西地区、御崎、御前水地区の国道沿いに商業地域を追加
昭和35年6月2日 建設省告示 第1041号	3,153.8 (74.0)	175.4 (4.1)	102.2 (2.4)	833.4 (19.5)	4,264.8	中島地区、祝津地区の商業地域の追加。蘭西中央地区、母恋、輪西、蘭東地区の商業地域の拡大。臨港地区の工業地域の拡大。臨港地区の工業地域の拡大。蘭東地区の準工業地域の拡大
昭和40年7月2日 建設省告示 第1660号	4,785.7 (79.9) ※190.5	175.4 (2.9)	226.4 (3.8)	799.3 (13.4)	5,986.8	小橋内地区の準工業地域の追加、蘭東地区の工業地域、住居地域を準工業地域に変更。臨港地区の工業地域の拡大。新住宅市街地開発事業に伴う蘭北地区の住居地域の拡大。
昭和45年12月28日 北海道告示 第3117号	2,077.8 (60.0) ※401.4	189.7 (5.5)	217.2 (6.3)	980.2 (28.2)	3,464.9	新都市計画法の全面改正による市街化区域の設定に伴い用途地域の拡大、縮小の変更。蘭東地区の商業地域の拡大。臨海埋立予定地の工業地域への編入。市街化調整区域内住居地域の廃止。
昭和47年12月27日 北海道告示 第3684号	2,120.5 (60.3) ※401.4	189.7 (5.4)	224.6 (6.4)	979.9 (27.9)	3,514.7	陣屋土地区画整理区域の市街化区域編入に伴う用途地域の変更。

## ○用途地域の変更経過（8用途）

面積：ha、（ ）は構成比%

種 類 告示年月日及び番号	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	備考
昭和48年 5月 1日 北海道告示 第1306号	334 (9.5)	562 (16.0)	1,216 (34.6)	56 (1.6)	144 (4.1)	223 (6.3)	330 (9.4)	650 (18.5)	3,515	※1
昭和54年10月22日 北海道告示 第3472号	280 (7.6)	613 (16.7)	1,216 (33.2)	74 (2.0)	168 (4.6)	273 (7.5)	366 (10.0)	675 (18.4)	3,665	※2
昭和59年 8月16日 北海道告示 第1489号	291 (7.9)	646 (17.6)	1,033 (28.1)	69 (1.9)	184 (5.0)	281 (7.7)	415 (11.3)	751 (20.5)	3,670	
平成 4年 4月 3日 北海道告示 第 521号	296 (8.2)	638 (17.8)	1,032 (28.8)	68 (1.9)	184 (5.1)	272 (7.6)	375 (10.5)	723 (20.1)	3,588	
平成 5年 9月 7日 室蘭市告示 第 49号	296 (8.2)	638 (17.8)	1,032 (28.8)	68 (1.9)	184 (5.1)	279 (7.8)	368 (10.3)	723 (18.5)	3,588	※3

※1 都市計画法の用途地域の改正により用途の純化を図るため4種類から8種類の用途地域制となり、土地利用の再検討による決定

※2 都市計画市街化区域及び市街化調整区域の見直しに合わせ、用途地域を変更

※3 適正な土地利用の推進を図るのに必要な土地の区域について、用途地域を変更

## ○用途地域の変更経過（12用途）

面積：h a、（ ）は構成比%

種 類 告示年月日及び番号	専 第 一 種 用 種 地 層 住 居 域 居	専 第 二 種 用 種 地 層 住 居 域 居	専 第 一 種 用 種 中 高 層 住 居 域 居	専 第 二 種 用 種 中 高 層 住 居 域 居	第 一 種 住 居 地 域	第 二 種 住 居 地 域	準 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域	計	備 考
平成 6 年 6 月 1 日 室蘭市告示 第 4 2 号	291 (8.1)	5 (0.1)	263 (7.3)	359 (10.0)	881 (24.6)	108 (3.0)	27 (0.8)	89 (2.5)	185 (5.2)	313 (8.7)	337 (9.4)	730 (20.3)	3,588	※1
平成 9 年 1 0 月 2 4 日 室蘭市告示 第 6 0 号	291 (8.1)	5 (0.1)	263 (7.3)	359 (10.0)	881 (24.6)	108 (3.0)	27 (0.8)	89 (2.5)	185 (5.2)	313 (8.7)	336 (9.3)	742 (20.6)	3,599	
平成 1 0 年 1 1 月 6 日 室蘭市告示 第 5 3 号	291 (8.1)	9 (0.3)	265 (7.4)	362 (10.1)	873 (24.3)	97 (2.7)	29 (0.8)	94 (2.6)	200 (5.6)	299 (8.3)	345 (9.6)	731 (20.3)	3,595	※2
平成 1 5 年 1 月 1 7 日 室蘭市告示 第 6 号	291 (8.1)	9 (0.3)	265 (7.4)	362 (10.1)	873 (24.3)	97 (2.7)	29 (0.8)	94 (2.6)	200 (5.6)	299 (8.3)	345 (9.6)	731 (20.3)	3,595	※3
平成 1 6 年 4 月 6 日 室蘭市告示 第 4 0 号	290 (8.0)	9 (0.3)	265 (7.4)	362 (10.1)	872 (24.3)	97 (2.7)	29 (0.8)	94 (2.6)	201 (5.6)	299 (8.3)	346 (9.6)	731 (20.3)	3,595	※2
平成 2 3 年 3 月 1 1 日 室蘭市告示 第 1 4 号	290 (8.0)	9 (0.3)	265 (7.4)	362 (10.1)	872 (24.3)	97 (2.7)	29 (0.8)	94 (2.6)	201 (5.6)	299 (8.3)	346 (9.6)	731 (20.3)	3,595	※4
平成 2 5 年 1 0 月 1 8 日 室蘭市告示 第 5 0 号	290 (8.0)	9 (0.3)	265 (7.4)	362 (10.1)	872 (24.2)	97 (2.7)	29 (0.8)	94 (2.7)	201 (5.6)	300 (8.3)	346 (9.6)	731 (20.3)	3,596	※5
令和 2 年 7 月 6 日 室蘭市告示 第 5 1 号	290 (8.0)	9 (0.3)	265 (7.4)	362 (10.1)	872 (24.2)	97 (2.7)	29 (0.8)	94 (2.7)	201 (5.6)	300 (8.3)	346 (9.6)	731 (20.3)	3,596	※6
令和 3 年 3 月 2 3 日 室蘭市告示 第 1 8 号	290 (8.0)	9 (0.2)	265 (7.3)	362 (10.0)	872 (24.2)	97 (2.7)	29 (0.8)	94 (2.6)	201 (5.6)	300 (8.3)	346 (9.6)	743 (20.7)	3,608	※7

令和 4年 3月 28日 室蘭市告示 第 7号	290 (8.0)	9 (0.2)	265 (7.3)	354 (9.8)	872 (24.2)	98 (2.7)	29 (0.8)	94 (2.6)	208 (5.8)	300 (8.3)	346 (9.6)	743 (20.7)	3,608	※8
----------------------------	--------------	------------	--------------	--------------	---------------	-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	---------------	-------	----

- ※1 都市計画法の用途地域の改正により、用途の純化を図るため、8種類から12種類の用途地域制となり、土地利用の再検討による決定
- ※2 都市計画市街化区域及び市街化調整区域の見直しに合わせ、用途地域を変更
- ※3 建築基準法の一部改正により、建ぺい率の数値の選択肢が拡充されたことに伴い、都市計画で数値を定める必要が生じたことによる決定
- ※4 中央土地区画整理事業の完了による道路線形の変更に伴い、土地利用を一体的に図る目的から容積率を変更
- ※5 公有水面埋立事業竣工により、追直漁港地区の市街化区域編入に伴う用途地域の変更
- ※6 商業地域/指定容積率600%であった既成市街地について、土地利用状況を考慮し、商業地域/指定容積率400%とする用途地域の変更
- ※7 公有水面埋立事業竣工により、仲町地区の市街化区域編入に伴う用途地域の変更
- ※8 マスタープランの土地利用方針を踏まえた中島本町の一部の用途地域の変更

### 13種類の用途地域のイメージ図

第一種低層住居専用地域



低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

田園住居地域



農業と調和した低層住宅の良好な環境を守るための地域です。農産物直売所等のほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。



〈表 - 用途地域内の建築物の用途制限の概要〉

建築物の用途制限	用途地域										用途地域の指定のない区域※	備 考			
	第一種低層住宅専用地域	第二種低層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域			準工業地域	工業地域	工業専用地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途制限あり
店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び理髪等のサービス業用店舗で2階以下
店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	○	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店等のサービス業用店舗で2階以下
店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	④	○	③ 2階以下
店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	④	○	④ 物品販売店舗及び飲食店以外
店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○		○	○	○	○	④	○	■ 農産物販売所、農家レストラン等のみで2階以下
店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの									○	○	○				
事務所等の床面積が、150㎡以下のもの					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの						○	○		○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの							○		○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○		○	○	○		○	○	▲ 3,000㎡以下
ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッチング練習場等						▲	○		○	○	○		○	○	▲ 3,000㎡以下
カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○	▲	▲	○	▲ 10,000㎡以下
麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○	▲	▲	○	▲ 10,000㎡以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ								①	○	○	○			○	① 客席200㎡未満 ② 客席10,000㎡以下
キャバレー等、個室付浴場等										○	▲			○	▲ 個室付浴場等以外
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
調査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院			○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
単独自動車庫庫(附属車庫を除く)		▲	▲	▲	▲	○			○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下かつ2階以下
建築物附属自動車庫	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	①、②、③については、当該敷地内に係る建築物の自動車庫を除く。①の延べ面積が50㎡以下かつ2階以下の条件を満たすもの ② 600㎡以下かつ2階以下 ③ 300㎡以下かつ2階以下 ④ 2階以下 ※一部用途の敷地内については別に制限あり
倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	① 1,000㎡以下かつ2階以下 ② 3,000㎡以下 ■ 農作物及び農家の生産資材を貯蔵するものに限り、
自家用倉庫				①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下かつ原動機の出力が0.75kw以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、鍵屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下 ■ 農産物の生産、集荷、包装又は貯蔵に供するもの(新しい騒音を生ずるものを除く。)に限る。
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	○	
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	○	
自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下 ③ 作業場の床面積が300㎡以下 他に原動機の出力制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量															
															① 1,500㎡以下かつ2階以下
															② 3,000㎡以下

注 本表は、用途地域の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではありません。  
 ※ 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。

### 3. 防火地域及び準防火地域

市街地における火災の危険を防除するために防火地域、準防火地域を定め、建築物の構造や高さなどを制限しています。

当初決定 昭和24年10月4日 建設省告示 第834号  
 最終決定 令和4年3月28日 室蘭市告示 第8号

種類	面積	備考
防火地域	0ha	
準防火地域	約 309ha	

#### ○ 防火地域及び準防火地域の変更経過

告示 年月日及び番号	種類	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)	備考
昭和24年10月4日 建設省告示 第834号		—	165.3	昭和23年建設省令防火建築規則の準防火区域を準防火地域に移行
昭和32年4月23日 建設省告示 第647号		1.12	176.4	室蘭中央通沿線を防火地域に決定
昭和35年6月2日 建設省告示 第1040号		1.12	263.8	用途地域の変更に伴い準防火地域を拡大
昭和37年3月9日 建設省告示 第449号		9.6	255.2	防災建築街区造成法により防火地域を拡大
昭和45年12月28日 室蘭市告示 第75号		9.6	269.5	市街化区域設定に伴う新用途地域の決定
昭和48年5月1日 室蘭市告示 第29号		9.6	289.7	都市計画法の改正に伴い新用途地域の決定による準防火地域の変更
昭和54年10月22日 室蘭市告示 第58号		9.6	330.2	用途地域の変更に伴い準防火地域を拡大
平成6年6月1日 室蘭市告示 第43号		9.6	332.3	都市計画法の改正に伴う新用途地域の決定による準防火地域の変更
平成10年11月6日 室蘭市告示 第54号		10.0	351.2	用途地域の変更に伴い準防火地域を拡大、また、都市計画基礎調査による精査で防火地域の面積が増
平成16年4月6日 室蘭市告示 第39号		10.0	352.4	用途地域の変更に伴い準防火地域を拡大
平成23年3月11日 室蘭市告示 第13号		10.2	349.9	中央土地区画整理事業の完了による用途地域の変更に伴う防火地域の拡大と、指定方針に基づく見直しによる準防火地域の解除
平成28年6月6日 室蘭市告示 第29号		10.2	292.1	防火性能評価に基づく指定見直しによる準防火地域の解除
令和2年7月6日 室蘭市告示 第52号		0	302	土地利用規制の適正化を図るため商業地域の容積率を変更する地区について、防火地域を解除し、新たに準防火地域を指定。
令和4年3月28日 室蘭市告示 第8号		0	309	用途地域の変更に伴い準防火地域を拡大

## 4. 臨港地区

港湾を管理運営するために定める地区で、建築物等の用途を規制しています。

●臨港地区の決定

当初決定 昭和38年 6月26日 建設省告示 第1412号

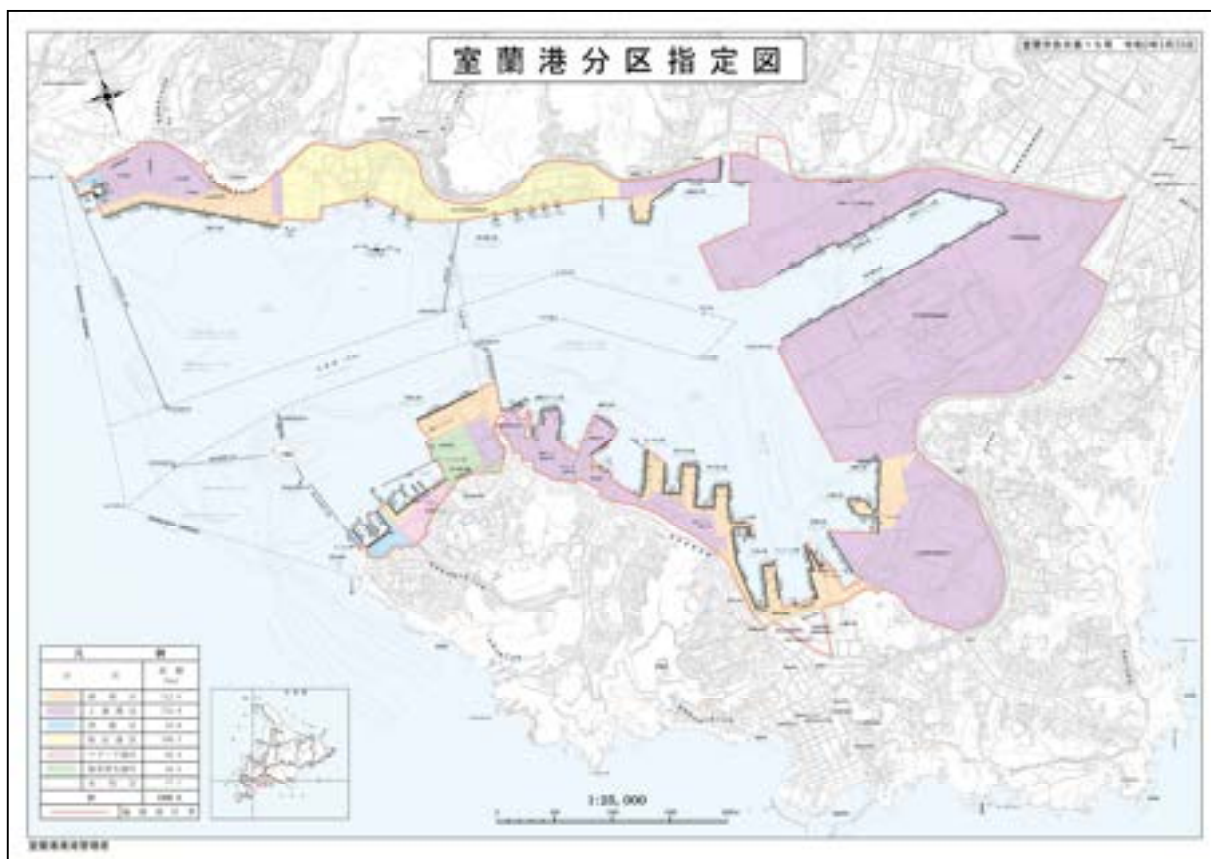
最終決定 令和3年 3月23日 北海道告示 第230号

●分区の決定

当初決定 昭和40年 6月11日 室蘭市告示 第122号

最終決定 令和3年 3月23日 室蘭市告示 第15号

名称	面積	備考
室蘭圏都市計画 臨港地区	1019.3ha	室蘭港の臨港地区内の分区における構造物の規制に関する条例
		商 港 区 112.0ha
		工 業 港 区 745.0ha
		漁 港 区 10.9ha
		保 安 港 区 106.3ha
		マ リ ー ナ 港 区 10.4ha
		修 景 厚 生 港 区 16.5ha
		未 指 定 18.2ha



○臨港地区及び分区の変更経過

種 類 告示 年月日及び番号	臨港地区 (ha)	分 区 (ha)	備 考
昭和38年 6月26日 建設省告示 第1412号	383.1	未指定	臨港地区のみで 分区は決定せず
昭和40年 4月23日 建設省告示 第1326号	408.5	未指定	埋立事業、分区指定の 変更のため
昭和40年 6月11日 室蘭市告示 第122号	408.5	商 港 区 100.5 工 業 港 区 218.0 保 安 港 区 46.6 特殊貨物港区 43.4	昭和40年6月25日 分区条例制定
昭和45年10月 1日 北海道告示 第2424号	739.5		埋立事業の完成と陸域の 検討
昭和46年 8月30日 室蘭市告示 第 36号	739.5	商 港 区 86.4 工 業 港 区 565.1 保 安 港 区 46.6 特殊貨物港区 41.4	昭和46年10月9日 分区条例改正
昭和53年 6月 9日 室蘭市告示 第 41号	739.5	商 港 区 83.3 工 業 港 区 565.1 保 安 港 区 49.7 特殊貨物港区 41.4	陸域の検討
昭和59年 5月 4日 北海道告示 第 803号	966.7		埋立事業の完成と陸域の 検討
昭和59年 7月31日 室蘭市告示 第 1号	966.7	商 港 区 161.5 工 業 港 区 699.1 保 安 港 区 106.1	臨港地区の変更に伴い 分区も変更
平成 5年 9月 7日 北海道告示 第1397号	971.1	商 港 区 149.6 工 業 港 区 699.1 保 安 港 区 105.4 未 指 定 17.0	平成5年6月21日 分区条例改正
平成 9年12月15日 室蘭市告示 第 64号	971.1	商 港 区 133.3 工 業 港 区 684.2 漁 港 区 10.9 保 安 港 区 110.3 マリーナ港区 10.4 修景厚生港区 16.5 未 指 定 5.5	平成9年12月15日 分区条例改正
平成10年11月20日 北海道告示 第1971号	1004.8		埋立事業の完成と陸域の 検討
平成10年12月 9日 室蘭市告示 第 58号	1004.8	商 港 区 137.7 工 業 港 区 708.1 漁 港 区 10.9 保 安 港 区 121.2 マリーナ港区 10.4 修景厚生港区 16.5	臨港地区の変更に伴い 分区も変更

告示 年月日及び番号	種 類 臨港地区 (ha)	分 区 (ha)	備 考
平成15年 1月 6日 室蘭市告示 第 1号	1004.8	商 港 区 131.3 工 業 港 区 710.2 漁 港 区 10.9 保 安 港 区 121.2 マリーナ港区 10.4 修景厚生港区 16.5 未 指 定 4.3	分区の変更
平成16年 4月 6日 北海道告示 第 391号	1006.0	商 港 区 132.5 工 業 港 区 710.2 漁 港 区 10.9 保 安 港 区 121.2 マリーナ港区 10.4 修景厚生港区 16.5 未 指 定 4.3	埋立事業の完成
平成17年10月 7日 室蘭市告示 第 74号	1006.0	商 港 区 121.3 工 業 港 区 721.4 漁 港 区 10.9 保 安 港 区 121.2 マリーナ港区 10.4 修景厚生港区 16.5 未 指 定 4.3	分区の変更
平成19年12月17日 室蘭市告示 第 72号	1006.0	商 港 区 114.3 工 業 港 区 721.4 漁 港 区 10.9 保 安 港 区 121.2 マリーナ港区 10.4 修景厚生港区 16.5 未 指 定 11.3	分区の変更
平成20年10月 3日 室蘭市告示 第 75号	1006.0	商 港 区 112.0 工 業 港 区 723.7 漁 港 区 10.9 保 安 港 区 121.2 マリーナ港区 10.4 修景厚生港区 16.5 未 指 定 11.3	分区の変更
平成27年 3月31日 室蘭市告示 第 8号	1006.0	商 港 区 112.0 工 業 港 区 732.8 漁 港 区 10.9 保 安 港 区 106.3 マリーナ港区 10.4 修景厚生港区 16.5 未 指 定 17.1	分区の変更
令和 3年 3月23日 室蘭市告示 第 15号	1019.3	商 港 区 112.0 工 業 港 区 745.0 漁 港 区 10.9 保 安 港 区 106.3 マリーナ港区 10.4 修景厚生港区 16.5 未 指 定 18.2	分区の変更

## 第4章 都市施設

### 1. 都市施設

都市計画では、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、土地の合理的な利用及び制限のもとに、道路、公園、下水道などをはじめとする都市施設とその規模を必要に応じて定めることができます。

#### (1) 交通施設

##### ○ 都市計画道路

道路は、人や物の移動を円滑に行うため都市の根幹的施設である交通施設の中で、最も基本となる施設です。

都市施設としての道路の機能は、単に交通手段としてばかりではなく、道路網としての都市の骨格を形成し、さらに公共空間の確保や都市機能の誘導などを通じて都市の発展に大きく貢献しています。

都市計画において定める道路は次の4種類です。

種 類	概 要
自動車専用道路	都市高速道路や都市間高速道路など比較的長いトリップの交通を処理するため、設計速度を速く設定し、一定区間における路外からの車両の出入り制限を行い、自動車専用とする道路です。
幹線街路	都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受け持ち、近隣住区などの地区の外郭を形成する道路または近隣住区などの地区における主要な道路で、当該地区に発生・集中する交通を地区の外郭を形成する道路に連結する道路です。
区画街路	近隣住区などの地区における宅地の利用に供するための道路です。
特殊街路	もっぱら歩行者、自転車、都市モノレールなど、自動車以外の用に供する道路です。

##### ○ 交通広場

交通広場は、輻輳する歩行者やバス、タクシーなどの交通を適切に処理するため、道路と鉄道、港湾、空港などに接続して設けられる広場です。

特に、鉄道の駅に接続するものを駅前広場といいます。

##### ○ 都市高速鉄道

都市高速鉄道とは、都市における鉄道のうち、都市計画上必要な都市施設として都市計画法に基づき定められたものをいい、具体的には、地下鉄、連続立体交差事業、都市モノレール、新交通システムなどがあります。

##### ○ 駐車場

駐車場は、他の交通機関との結節点、あるいは自動車交通の目的地におけるターミナルとしての機能をもっています。

都市計画駐車場は、駐車場法に基づき、都市計画法の都市施設として計画されるものをいい、「自動車駐車場」と「自転車駐車場」とがあります。

都市計画区域内の有料の路外駐車場で、面積が500㎡以上のものは、知事に届け出が義務づけられており、これを「届出駐車場」といいます。

また、地方公共団体が、条例で駐車場整備地区などにおいて、建築物の新築、増築に際し、その用途、面積に応じ設置を義務づけている駐車場を「付置義務駐車施設」といいます。

### ○ 自動車ターミナル

自動車ターミナルは、バスやトラックなどの発着を集約することにより、交通の円滑化と輸送効率を高めることを目的とした施設です。

自動車ターミナル法に基づき、バスターミナルとトラックターミナルとに分類されており、一定規模（概ね 500 m<sup>2</sup>）以上のターミナルを建設するときは、原則として都市計画決定をしなければなりません。

### ○ その他の交通施設

空港、港湾、軌道、通路などがあります。

## (2) 公園・緑地

### ○ 公園

都市計画における公園は、住民の屋外における休息や鑑賞、遊戯、運動その他レクリエーションの用に供するとともに、都市環境の保全・改善に資するための施設です。

具体的には、都市公園法により定められており、地方公共団体または国が設置する公園・緑地とその公園施設をいいます。

都市計画において定める公園は、次の7種類です。

種 類	概 要
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する公園です。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供する公園です。
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園です。
総合公園	主として一つの市町村の区域に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供する公園です。
運動公園	主として運動の用に供する公園です。 運動施設の敷地面積が、全公園面積の 25%～50%の範囲にあるものをいいます。
広域公園	一つの市町村の区域を超える広域の利用に供する公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供されるものをいいます。
特殊公園	主として風致の享受の用に供する公園、または、動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園です。

### ○ 緑地

緑地は、都市における樹林地の保全、都市環境の整備・改善、公害・災害の防止その他地域間相互の緩衝または緊急時における避難用地の確保などを目的としており、下記の種類があります。

種 類	概 要
緩衝緑地	公害や災害の発生源地域と一般の市街地とを分断する緑地です。
都市林	都市内のまとまった面積を有する樹林地等の保護、保全、自然的環境の復元を図る緑地です。
広場公園	商業、業務系地域における施設利用者の休養施設及び修景施設です。
都市緑地	都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上を図るための緑地です。
緑道	都市生活の安全性や快適性の確保と、災害時の非難路の確保のためのもので、植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地です。

### ○ 広場

広場は、主として歩行者の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地です。

○ 墓園

墓園は、従来の墓地のもつ、故人を葬りしのお場としての機能とともに、都市住民が、参拝と同時に散策、休息の場としても利用できるよう考慮されたものです。園地の面積が、全体の3分の2以上であるものをいいます。

○ その他の公共空地

運動場等

(3) 下水道

下水道は、市街地における下水（雨水と汚水）を排除、処理するための施設であり、都市環境の整備や公共用水域の水質保全を図るうえでも、必要不可欠な基幹的都市施設です。

下水道は、その目的により次の3つに大別されます。

種 類	概 要
公共下水道	
公共下水道	主として市街地における下水を排除・処理するもので、地方公共団体が設置・管理します。 終末処理場を有する「単独下水道」と、流域下水道に接続する「流域関連公共下水道」とがあります。
特定公共下水道	特定の事業者の事業活動に主として利用されるものです。事業活動の計画汚水料量がおおむね3分の2以上を占めるものをいいます。
特定環境保全公共下水道	主に都市計画区域外に設置されるもので、自然保護下水道、農山漁村下水道、簡易な下水道があります。
流域下水道	流域内の2つ以上の市町村の下水道から排除される下水を受けて、これを排除するもので、終末処理場を有する公共下水道をいいます。原則として、都道府県が事業主体となります。
都市下水路	市街地内の雨水排除を目的に、開渠を原則とする下水道です。

(4) その他の都市施設

種 類	概 要
汚物処理場 ごみ焼却場等	汚物処理場、ごみ焼却場、市場、と畜場、火葬場等は、都市に居住する人々にとって快適な生活を営むために欠かせない施設です。 これらの施設を建設しようとする場合は、建築基準法第51条の規定に基づき、都市計画において敷地の位置を決定したもの、または同条ただし書きの規定により、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければなりません。
一団地の住宅施設	1 ha 以上の一団地における50戸以上の集団住宅とこれに付帯する通路などの施設です。 これは、良好な住環境を有する住宅の集団的建設と、これに付随する公共・公益施設の総合的な整備を図ることを目的としています。
流通業務団地	流通業務市街地として整備するために定められた流通業務地区内において、地区全体の計画的かつ積極的な整備を図るため、集約的に配置・立地された倉庫、卸売店舗、トラックターミナルなどの流通業務施設などをいいます。
一団地の官公庁施設	行政の能率化と住民の利便並びに土地の高度利用を図るため、都市の特定の区域に集められる複数の官公庁施設です。 都市計画においては、それらを計画的に集中させる区域や面積などを定めています。



2. 道 路

2-1 都市計画道路

種類	路 線 名		区域延長 (m)	車線 の数	代表 幅員 (m)	計画決定、変更の告示年月日及び告示番号		整 備 状 況		備 考
	番 号	路 線 名				当初決定	最終変更	整備済 延長	整備率	
自動車 専用 道路	1-4-201	室 蘭 新 道	4,320	4車線	17	S48. 2. 7 北海道告示第271号	H14.3.26 北海道告示第504号	4,320	100.0	一般国道36号
	1-4-202	白 鳥 新 道	6,970	4車線 2車線	19	S57. 1. 7 北海道告示第15号	H14.3.26 北海道告示第504号	3,640	52.2	一般国道37号 白鳥大橋 1,380m
		車線別延長	3,740 3,230							
1-6-203	本輪西ランプ通	700	2車線	11	S57. 1. 7 北海道告示第15号	H14.3.26 北海道告示第504号	700	100.0	一般国道37号	
幹 線 街 路	3-1-201	東 大 通	750	4車線	55	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	750	100.0	
	3-1-202	寿 大 通	680	4車線	50	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	680	100.0	
	3-1-203	中 島 大 通	970	4車線	55	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	970	100.0	
	3-1-204	楽 山 大 通	280	4車線	55	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	280	100.0	
	3-2-205	東 2 条 通	560	4車線 2車線	35	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	560	100.0	一般国道37号分 330m
		車線別延長	330 230							
	3-3-206	一般国道36号線	4,160	6車線 4車線 2車線	25 ※22	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	4,160	100.0	一般国道36号分 3,790m 道道室蘭港線分 370m
		車線別延長	670 3,290 200							
		一般国道37号線	13,390							
	3-3-207	車線別延長	12,190 1,200	4車線 2車線	24 ※22	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	13,390	100.0	一般国道37号分 12,190m
		3-3-209	輪 西 7 条 通	160	2車線	29	S25. 2. 6 建設省告示第42号	H14.3.26 北海道告示第504号	160	100.0
	3-3-210	鷺 別 駅 前 通	3,310	4車線 2車線	22	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	3,310	100.0	道道室蘭環状線分 2,030m
		車線別延長	2,030 1,280							
	3-3-211	中 島 中 央 通	3,860	4車線	22	S15. 7.17 内務省告示第424号	H23.3.11 北海道告示第153号	3,860	100.0	道道室蘭環状線分 2,990m 道道中央東線分 870m
	3-3-212	中 島 鷺 別 大 通	2,390	4車線	22	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	2,390	100.0	
	3-3-213	八 丁 平 中 央 通	2,170	2車線	24	S42. 7. 7 建設省告示第1944号	H16.6.11 室蘭市告示第60号	2,170	100.0	
3-4-214	西 口 通	4,560	4車線 2車線	20	S15. 7.17 内務省告示第424号	H23.3.11 北海道告示第153号	4,560	100.0	道道室蘭環状線 3,860m 道道東室蘭停車場線 700m 西口交通広場 約4,400㎡	
	車線別延長	50 4,510								
3-4-215	港 大 通	3,770	2車線	18	S25. 2. 6 建設省告示第42号	H16.6.11 北海道告示第587号	3,770	100.0		
3-4-216	追 直 漁 港 通	810	2車線	18	S25. 2. 6 建設省告示第42号	H14.3.26 北海道告示第504号	500	61.7	道道中央東線分 120m	
3-4-217	市 場 通	2,770	2車線	18	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.5.31 室蘭市告示第58号	2,770	100.0	東口駅前広場 約5,000㎡	
3-4-218	東 口 通	530	2車線	18	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	530	100.0		
3-4-219	寿 橋 通	1,630	2車線	18	S15. 7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	1,630	100.0	道道中央東線分 1,630m	

※は、都市計画決定の幅員ではなく室蘭市内の代表幅員です。

第4章 都市施設

種類	路線名		区域延長 (m)	車線の数	代表幅員 (m)	計画決定、変更の告示年月日及び番号		整備状況		備考
	番号	路線名				当初決定	最終変更	改良済延長	改良率	
幹 線 街 路	3-4-220	日の出通	620	2車線	18	S15.7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	620	100.0	
	3-4-221	白鳥台中央通	3,860	2車線	18	S40.7.2 建設省告示第1661号	H14.3.26 北海道告示第504号	3,860	100.0	道道崎守停車場線分 960m
	3-4-222	絵鞆中央通	1,830	2車線	16	S25.2.6 建設省告示第42号	H14.3.26 北海道告示第504号	1,530	83.6	道道祝津西小路中央線分 1,500m
	3-4-223	港南絵鞆通	2,450	2車線	16	S44.4.25 建設省告示第1662号	H14.3.26 北海道告示第504号	1,040	42.4	道道祝津西小路中央線分 1,530m
	3-4-225	中島港北通	6,310	2車線	16	S15.7.17 建設省告示第424号	H16.6.11 室蘭市告示第60号	6,310	100.0	
	3-4-226	崎守通	1,340	2車線	16	S40.7.2 内務省告示第1661号	H14.3.26 北海道告示第504号	1,340	100.0	
	3-5-228	幸町2条通	1,440	2車線	15	S25.2.6 建設省告示第42号	H23.3.11 北海道告示第153号	1,290	89.6	道道中央東線分 170m 道道祝津西小路中央線分 270m、中央町2丁目交通 広場 約200㎡
	3-5-229	文化センター通	170	2車線	14	S25.2.6 建設省告示第42号	H23.3.11 室蘭市告示第12号	170	100.0	
	3-5-230	科学館通	690	2車線 4車線 2車線	15	S25.2.6 建設省告示第42号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	330	47.8	
		車線別延長	200							
	3-5-231	輪西社宅通	1,100	2車線	15	S25.2.6 建設省告示第42号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	430	39.1	輪西駅前交通広場 約1,300㎡
	3-5-232	大和通	2,000	2車線	15	S15.7.17 建設省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	2,000	100.0	道道中央東線分 1,700m
	3-5-233	東支所通	2,000	2車線	15	S47.10.16 室蘭市告示第55号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	2,000	100.0	
	3-5-234	中島公園通	2,260	2車線	15	S15.7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	2,260	100.0	中島交通広場 約600㎡
	3-5-235	宮の森高砂通	890	2車線	15	S34.10.12 建設省告示第1960号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	890	100.0	
	3-5-236	知利別高砂通	750	2車線	15	S15.7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	750	100.0	
	3-5-237	高砂中央通	1,060	2車線	15	S15.7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	1,060	100.0	
	3-5-238	室蘭中央通	1,570	2車線	15	S25.2.6 建設省告示第42号	H23.3.11 北海道告示第153号	1,190	75.8	道道中央東線分 260m 中央町3丁目交通広場 約500㎡ 中央町小公園交通広場 約1,600㎡
	3-6-239	母恋中央通	1,780	2車線	11	S25.2.6 建設省告示第42号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	870	48.9	
	3-4-240	陣屋中央通	1,360	2車線	18	S47.10.21 北海道告示第3181号	H14.3.26 北海道告示第504号	1,360	100.0	
	3-6-241	御崎埠頭通	1,880	2車線	8	S47.10.16 室蘭市告示第55号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	1,880	100.0	
	3-5-242	崎守駅前通	110	2車線	15	S50.2.19 室蘭市告示第6号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	110	100.0	
	3-5-243	八丁平1号線	1,110	2車線	15	S50.12.8 室蘭市告示第65号	H16.6.11 室蘭市告示第60号	1,110	100.0	
	3-5-244	八丁平2号線	2,250	2車線	12	S50.12.8 室蘭市告示第65号	H16.6.11 室蘭市告示第60号	2,250	100.0	
	3-5-245	八丁平3号線	1,930	2車線	12	S50.12.8 室蘭市告示第65号	H16.6.11 室蘭市告示第60号	1,930	100.0	
	3-5-246	水元団地通	1,080	2車線	14	S55.2.9 室蘭市告示第5号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	1,080	100.0	
3-5-248	港北柏木通	3,990	2車線	14	S59.11.14 室蘭市告示第65号	H14.3.26 室蘭市告示第27号	260	6.5		

種類	路線名		区域延長 (m)	車線の数	代表幅員 (m)	計画決定、変更の告示年月日及び番号		整備状況		備考
	番号	路線名				当初決定	最終変更	改良済延長	改良率	
幹線街路	3・3・249	日の出母恋通	7,650	4車線 2車線	22	S15.7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	7,650	100.0	道道室蘭環状線分 1,810m 道道中央東線分 330m
		車線別延長	3,980							
			3,670							
	3・2・250	レインボー通	200	4車線 2車線	30	H5.10.8 北海道告示第1549号	H14.3.26 北海道告示第504号	200	100.0	
		車線別延長	110							
			90							
3・4・251	室蘭駅前通	410	2車線	20	H5.10.8 北海道告示第1549号	H20.6.18 室蘭市告示第51号	410	100.0	室蘭駅前交通広場 約4,800㎡	
3・3・301	中央通	80	4車線	25	S15.7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	80	100.0	道道上登別室蘭線分 80m	
3・4・305	鷺別北通	160	2車線	16	S15.7.17 内務省告示第424号	H14.3.26 北海道告示第504号	0	0.0		
特殊街路	8・4・201	東大通3号線	960		18	S50.2.19 室蘭市告示第6号	S50.8.16 北海道告示第2807号	840	87.5	
	8・6・202	緑道1号線	3,460		10	S50.12.8 室蘭市告示第65号	H16.6.11 室蘭市告示第60号	3,460	100.0	
	8・6・203	緑道2号線	260		10	S50.12.8 室蘭市告示第65号	H16.6.11 室蘭市告示第60号	260	100.0	
	8・6・204	緑道3号線	290		10	S50.12.8 室蘭市告示第65号	H16.6.11 室蘭市告示第60号	290	100.0	
	8・7・206	東室蘭自由通路	120		6	H14.5.31 室蘭市告示第58号		120	100.0	
合計(室蘭市分)			118,160					106,210	89.9	

2-2 都市計画駐車場

番号	名称		位置	当初決定	最終変更	面積	構造	備考
	番号	駐車場名						
1		東町パークアンドライド駐車場	室蘭市東町2丁目	H14.5.31 室蘭市告示第59号		約2,500㎡	地上1層	駐車場台数:約96台 出入口:1箇所

### 3. 公園・緑地・墓園

#### 1 都市計画公園・緑地・墓園の概況

種 類	計 画		開 設		開設率(%) (開設面積/計画面積)	市民1人当たりの 都市計画公園面積 (㎡/人)		
	箇 所	面積(ha)	箇 所	面積(ha)		計画	開設	
公 園	街区公園	91	21.20	84	18.80	88.7	計画	2.6
							開設	2.3
	近隣公園	11	23.40	10	19.90	85.0	計画	2.8
							開設	2.4
	地区公園	2	13.70	2	13.70	100.0	計画	1.7
							開設	1.7
総合公園	3	41.10	3	29.60	72.0	計画	5.0	
						開設	3.6	
運動公園	1	18.10	1	17.60	97.2	計画	2.2	
						開設	2.1	
特殊公園(風致公園)	1	10.90	1	10.90	100.0	計画	1.3	
						開設	1.3	
緑 地	都市緑地	6	199.30	6	199.30	100.0	計画	24.2
							開設	24.2
	墓園	1	36.50	1	25.44	69.7	計画	4.4
							開設	3.1
合 計		116	364.20	108	335.24	92.0	計画	44.2
							開設	40.7

※市民1人当たりの都市計画公園面積の算出に用いた人口は、令和2年度国勢調査人口（82,383人）

## 2 都市計画公園・墓園・緑地

## (1) 街区公園

番号	公園名	位置	面積 (ha)	整備状況		当初計画決定の告示 年月日及び告示番号	最終変更 の告示年月日 及び告示番号
				開設面積 (ha)	開設率 (%)		
2・2・1	母恋公園	母恋北町2丁目	0.20	0.20	100.0	S24.3.31 建設省告示第490号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・2	御前水公園	御前水町2丁目	0.56	0.56	100.0	S24.3.31 建設省告示第490号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・3	輪西公園	輪西町1丁目	0.39	0.39	100.0	S24.3.31 建設省告示第490号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・4	本輪西公園	本輪西町3丁目	0.38	0.20	52.6	S31.9.5 建設省告示第1406号	S56.10.5 室蘭市告示第60号
2・2・5	母恋南町公園	母恋南町4丁目	0.31	0.31	100.0	S34.3.27 建設省告示第552号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・6	潮止公園	中島町2丁目	0.53	0.53	100.0	S37.3.13 建設省告示第503号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・7	向陽公園	中島町1丁目	0.17	0.17	100.0	S37.3.13 建設省告示第503号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・8	中島小公園	中島町3丁目	0.36	0.36	100.0	S37.3.13 建設省告示第503号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・9	楽山公園	知利別町2丁目	0.24	0.24	100.0	S37.3.13 建設省告示第503号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・10	寿公園	寿町1丁目	0.19	0.19	100.0	S37.3.13 建設省告示第503号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・11	東公園	東町2丁目	0.12	0.12	100.0	S37.3.13 建設省告示第503号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・12	弥生公園	東町1丁目	0.17	0.17	100.0	S37.3.13 建設省告示第503号	H13.4.17 室蘭市告示第29号
2・2・13	東町西公園	東町5丁目	0.21	0.21	100.0	S37.3.13 建設省告示第503号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・14	東町中央公園	東町4丁目	0.22	0.22	100.0	S37.3.13 建設省告示第503号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・15	あけぼの公園	寿町3丁目	0.19	0.19	100.0	S37.3.13 建設省告示第503号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・16	高砂5丁目公園	高砂町5丁目	0.36	0.36	100.0	S43.6.29 建設省告示第1768号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・17	高砂北公園	天神町15	0.32	0.32	100.0	S43.6.29 建設省告示第1768号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・18	東明公園	高砂町4丁目	0.26	0.26	100.0	S43.6.29 建設省告示第1768号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・19	知利別南公園	知利別町4丁目	0.20	0.20	100.0	S43.6.29 建設省告示第1768号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・20	高砂4丁目公園	高砂町4丁目	0.39	0.39	100.0	S43.6.29 建設省告示第1768号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・21	高砂東公園	高砂町2丁目	0.32	0.32	100.0	S43.6.29 建設省告示第1768号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・22	緑ヶ丘公園	高砂町1丁目	0.22	0.22	100.0	S43.6.29 建設省告示第1768号	S49.2.6 室蘭市告示第11号

第4章 都市施設

番号	公園名	位置	面積 (ha)	整備状況		当初計画決定の告示 年月日及び告示番号	最終変更 の告示年月日 及び告示番号
				開設面積 (ha)	開設率 (%)		
2・2・23	宮の森小公園	宮の森町3丁目	0.23	0.23	100.0	S43.6.29 建設省告示第1768号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・24	寿2丁目公園	寿町2丁目	0.38	0.38	100.0	S43.6.29 建設省告示第1768号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・25	日の出町1号公園	日の出町2丁目	0.33	0.33	100.0	S43.6.29 建設省告示第1768号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・26	日の出町2号公園	日の出町2丁目	0.36	0.36	100.0	S44.5.20 建設省告示第2537号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・27	大沢3丁目公園	大沢町3丁目	0.13	0.00	0.0	S49.2.6 室蘭市告示第11号	
2・2・28	高砂5丁目2号公園	高砂町5丁目	0.17	0.17	100.0	S44.5.20 建設省告示第2537号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・29	幕西公園	幕西町69	0.13	0.13	100.0	S46.3.24 室蘭市告示第10号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・30	御崎公園	御崎町2丁目	0.09	0.09	100.0	S46.3.24 室蘭市告示第10号	S47.2.4 室蘭市告示第6号
2・2・31	増市1丁目公園	増市町1丁目	0.10	0.10	100.0	S46.3.24 室蘭市告示第10号	S49.2.6 室蘭市告示第11号
2・2・32	小橋内1丁目公園	小橋内町1丁目	0.22	0.22	100.0	S47.12.11 室蘭市告示第63号	
2・2・33	中島4丁目公園	中島町4丁目	0.07	0.07	100.0	S49.2.6 室蘭市告示第11号	
2・2・34	白鳥台3丁目公園	白鳥台3丁目	0.27	0.27	100.0	S49.2.6 室蘭市告示第11号	
2・2・35	白鳥台5丁目公園	白鳥台5丁目	0.34	0.34	100.0	S49.2.6 室蘭市告示第11号	
2・2・36	増市1丁目2号公園	増市町1丁目	0.10	0.10	100.0	S50.2.10 室蘭市告示第2号	
2・2・37	中島本町公園	中島本町1丁目 中島本町2丁目	0.18	0.18	100.0	S50.2.10 室蘭市告示第2号	S55.12.12 室蘭市告示第72号
2・2・38	御前水1丁目公園	御前水町1丁目	0.14	0.14	100.0	S50.2.10 室蘭市告示第2号	
2・2・39	東町5丁目公園	東町5丁目	0.14	0.14	100.0	S50.8.13 室蘭市告示第45号	
2・2・40	柏木公園	柏木町	0.78	0.78	100.0	S50.8.13 室蘭市告示第45号	
2・2・41	絵鞆2丁目公園	絵鞆町2丁目	0.50	0.50	100.0	S50.12.3 室蘭市告示第63号	
2・2・42	絵鞆2丁目2号公園	絵鞆町2丁目	0.25	0.25	100.0	S50.12.3 室蘭市告示第63号	
2・2・43	絵鞆3丁目公園	絵鞆町3丁目	0.25	0.25	100.0	S50.12.3 室蘭市告示第63号	
2・2・44	白鳥台2丁目公園	白鳥台2丁目	0.29	0.29	100.0	S50.12.3 室蘭市告示第63号	
2・2・45	白鳥台2丁目2号公園	白鳥台2丁目	0.11	0.11	100.0	S50.12.3 室蘭市告示第63号	

番号	公園名	位置	面積 (ha)	整備状況		当初計画決定の告示 年月日及び告示番号	最終変更 の告示年月日 及び告示番号
				開設面積 (ha)	開設率 (%)		
2-2-46	清水町2丁目公園	清水町2丁目	0.14	0.14	100.0	S51.2.4 室蘭市告示第5号	
2-2-47	白鳥台2丁目3号公園	白鳥台2丁目	0.09	0.09	100.0	S51.7.3 室蘭市告示第33号	
2-2-48	白鳥台5丁目4号公園	白鳥台5丁目	0.11	0.11	100.0	S51.7.3 室蘭市告示第33号	
2-2-49	母恋南町5丁目公園	母恋南町5丁目	0.07	0.07	100.0	S51.11.9 室蘭市告示第55号	
2-2-50	天神2号公園	天神町8	0.07	0.07	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	
2-2-51	白鳥台1丁目公園	白鳥台1丁目	0.33	0.33	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	
2-2-52	白鳥台1丁目2号公園	白鳥台1丁目	0.09	0.09	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	
2-2-53	白鳥台1丁目3号公園	白鳥台1丁目	0.05	0.05	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	
2-2-54	白鳥台2丁目4号公園	白鳥台2丁目	0.09	0.09	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	
2-2-55	白鳥台3丁目2号公園	白鳥台3丁目 及び崎守町262	0.27	0.27	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	
2-2-56	白鳥台3丁目3号公園	白鳥台3丁目	0.10	0.10	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	
2-2-57	白鳥台4丁目公園	白鳥台4丁目	0.24	0.24	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	
2-2-58	白鳥台4丁目2号公園	白鳥台4丁目	0.15	0.15	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	
2-2-59	白鳥台5丁目2号公園	白鳥台5丁目	0.09	0.09	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	
2-2-60	白鳥台5丁目3号公園	白鳥台5丁目	0.09	0.09	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	
2-2-61	白鳥台5丁目5号公園	白鳥台5丁目	0.37	0.37	100.0	S52.2.9 室蘭市告示第3号	S59.1.5 室蘭市告示第1号
2-2-62	日の出町3号公園	日の出町3丁目	0.10	0.10	100.0	S52.11.19 室蘭市告示第53号	
2-2-63	みゆき町公園	みゆき町1丁目	0.10	0.10	100.0	S54.2.14 室蘭市告示第5号	
2-2-64	ひまわり公園	幌萌町	0.10	0.10	100.0	S55.2.5 室蘭市告示第3号	S56.11.10 室蘭市告示第65号
2-2-65	陣屋1号公園	陣屋町3丁目	0.25	0.25	100.0	S55.7.8 室蘭市告示第39号	
2-2-66	陣屋2号公園	陣屋町5丁目	0.25	0.00	0.0	S55.7.8 室蘭市告示第39号	
2-2-67	陣屋3号公園	陣屋町4丁目	0.25	0.25	100.0	S55.7.8 室蘭市告示第39号	
2-2-68	バラ公園	知利別町1丁目	0.10	0.10	100.0	S55.12.12 室蘭市告示第72号	H17.1.14 室蘭市告示第1号

第4章 都市施設

番号	公園名	位置	面積 (ha)	整備状況		当初計画決定の告示 年月日及び告示番号	最終変更 の告示年月日 及び告示番号
				開設面積 (ha)	開設率 (%)		
2-2-69	日の出町4号公園	日の出町3丁目	0.06	0.06	100.0	S55.12.12 室蘭市告示第72号	
2-2-70	小橋内2丁目公園	小橋内町2丁目	0.06	0.06	100.0	S55.12.12 室蘭市告示第72号	
2-2-71	港北1丁目公園	港北町1丁目	0.15	0.15	100.0	S56.10.5 室蘭市告示第60号	
2-2-72	八丁平1号公園	八丁平4丁目	0.25	0.25	100.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	H16.6.18 室蘭市告示第64号
2-2-73	八丁平2号公園	八丁平5丁目	0.25	0.25	100.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	H16.6.18 室蘭市告示第64号
2-2-74	八丁平3号公園	八丁平1丁目	0.46	0.00	0.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	H16.6.18 室蘭市告示第64号
2-2-75	八丁平4号公園	八丁平1丁目	0.50	0.00	0.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	H16.6.18 室蘭市告示第64号
2-2-76	八丁平5号公園	八丁平2丁目	0.25	0.25	100.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	H16.6.18 室蘭市告示第64号
2-2-77	八丁平6号公園	八丁平3丁目	0.25	0.00	0.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	H16.6.18 室蘭市告示第64号
2-2-78	八丁平7号公園	八丁平3丁目	0.25	0.00	0.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	H16.6.18 室蘭市告示第64号
2-2-79	八丁平8号公園	八丁平3丁目	0.25	0.25	100.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	H16.6.18 室蘭市告示第64号
2-2-80	幌萌1号公園	幌萌町	0.08	0.08	100.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	
2-2-81	幌萌2号公園	幌萌町	0.12	0.12	100.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	
2-2-82	本輪西町5丁目公園	本輪西5丁目	0.21	0.21	100.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	
2-2-83	海岸町3丁目公園	海岸町3丁目	0.10	0.10	100.0	S59.1.5 室蘭市告示第1号	
2-2-84	せせらぎ公園	水元町	0.25	0.25	100.0	S60.12.17 室蘭市告示第60号	
2-2-85	やまびこ公園	水元町	0.38	0.00	0.0	S60.12.17 室蘭市告示第60号	
2-2-86	うぐいす公園	水元町	0.36	0.36	100.0	S60.12.17 室蘭市告示第60号	
2-2-87	ふれあい公園	港北町2丁目	0.10	0.10	100.0	S60.12.17 室蘭市告示第60号	
2-2-88	瑞の江公園	大沢町1丁目	0.11	0.11	100.0	S60.12.17 室蘭市告示第60号	H29.3.30 室蘭市告示第12号
2-2-89	旧室蘭駅舎公園	海岸町1丁目	0.46	0.46	100.0	H13.4.17 室蘭市告示第29号	
2-2-90	レインボー公園	海岸町1丁目	0.40	0.40	100.0	H13.4.17 室蘭市告示第29号	H20.6.18 室蘭市告示第52号
2-2-91	幡守公園	石川町	0.53	0.53	100.0	H13.4.17 室蘭市告示第29号	



## (2) 近隣公園

番号	公園名	位置	面積 (ha)	整備状況		当初計画決定の告示 年月日及び告示番号	最終変更 の告示年月日 及び告示番号
				開設面積 (ha)	開設率 (%)		
3・3・1	白鳥台東公園	白鳥台4丁目	1.80	1.80	100.0	S40.7.2 建設省告示第1662号	S60.12.16 北海道告示第2093号
3・3・2	白鳥台南公園	白鳥台2丁目	4.20	4.20	100.0	S40.7.2 建設省告示第1662号	S60.12.16 北海道告示第2093号
3・3・3	高砂1丁目公園	高砂町1丁目	2.50	2.50	100.0	S44.5.20 建設省告示第2537号	S60.12.16 北海道告示第2093号
3・3・4	港北公園	港北町2丁目 柏木町	2.70	2.70	100.0	S45.9.14 北海道告示第2283号	S60.12.16 北海道告示第2093号
3・3・5	大和公園	東町4丁目	1.40	1.40	100.0	S47.1.7 北海道告示第31号	S60.12.16 北海道告示第2093号
3・3・6	常盤公園	常盤町	1.20	1.20	100.0	S47.4.3 北海道告示第1000号	S60.12.16 北海道告示第2093号
3・3・7	旭公園	東町5丁目	3.50	0.00	0.0	S48.12.8 北海道告示第3591号	S60.12.16 北海道告示第2093号
3・3・8	高砂3丁目公園	高砂町3丁目	1.10	1.10	100.0	S44.5.20 建設省告示第2537号	S60.12.16 北海道告示第2093号
3・3・9	日の出町公園	日の出町1丁目	1.00	1.00	100.0	S51.9.11 北海道告示第3208号	S60.12.16 北海道告示第2093号
3・3・10	八丁平北公園	八丁平4丁目	2.00	2.00	100.0	S59.3.22 北海道告示第468号	H16.6.18 室蘭市告示第64号
3・3・11	八丁平南公園	八丁平1丁目	2.00	2.00	100.0	S59.3.22 北海道告示第468号	H16.6.18 室蘭市告示第64号

## (3) 地区公園

4・4・1	中島公園	宮の森町4丁目	7.10	7.10	100.0	S17.5.14 内務省告示第339号	S60.12.16 北海道告示第2093号
4・4・2	白鳥台北公園	白鳥台3丁目	6.60	6.60	100.0	S40.7.2 建設省告示第1662号	S60.12.16 北海道告示第2093号

## (4) 総合公園

5・5・1	祝津公園	祝津町3丁目	12.90	12.90	100.0	S17.5.14 内務省告示第339号	S60.12.16 北海道告示第2093号
5・5・2	潮見公園	東町3丁目 みゆき町3丁目	25.50	14.00	54.9	S37.3.13 建設省告示第503号	S60.12.16 北海道告示第2093号
5・3・3	西いぶり総合公園	室蘭市石川町 伊達市南黄金町	2.70	2.70	100.0	H14.4.16 室蘭市告示第43号	R3.3.23 室蘭市告示第17号

## (5) 運動公園

6・5・1	入江運動公園	茶津江町	18.10	17.60	97.2	S55.12.20 北海道告示第3041-3号	S60.12.16 北海道告示第2093号
-------	--------	------	-------	-------	------	----------------------------	--------------------------

(6) 特殊公園(風致公園)

番号	公園名	位置	面積 (ha)	整備状況		当初計画決定 年月日	最終変更 の告示年月日 及び告示番号
				開設面積 (ha)	開設率 (%)		
7・5・1	知利別公園	知利別町3・4丁目 高砂町3丁目	10.90	10.90	100.0	S48.12.8 北海道告示第3591号	S60.12.16 北海道告示第2093号

(7) 緑地

1	測量山緑地	絵鞆町2・3丁目 増市1・2丁目 小橋内町2丁目 清水町1・2丁目 幕西町	121.50	121.50	100.0	S34.3.23 建設省告示第417号	H9.3.7 北海道告示第323号
2	地球岬緑地	母恋南町 1・4・5丁目	53.20	53.20	100.0	S34.3.23 建設省告示第417号	H7.9.26 北海道告示第1473号
3	祝津緑地	港南町2丁目 祝津町3丁目	16.20	16.20	100.0	S51.4.13 北海道告示第1257号	
4	港南緑地	港南町2丁目	4.10	4.10	100.0	S51.11.17 北海道告示第3757号	
5	小橋内緑地	小橋内町2丁目 増市1丁目	3.20	3.20	100.0	S53.11.6 北海道告示第3375号	
6	白鳥大橋展望広場公園	祝津町1丁目	1.10	1.10	100.0	H3.12.6 北海道告示第1869号	

(8) 墓園

	室蘭墓園	神代町	36.50 (15.80)	25.44 (12.80)	69.7 (81.0)	S43.9.12 建設省告示第2660号	
--	------	-----	------------------	------------------	----------------	-------------------------	--

※ 墓園の( )は園地の面積

## 3 その他の都市公園

種 別	公 園 名	位 置	面積 (ha)	整 備 状 況		備 考
				開設面積 (ha)	開設率 (%)	
街 区 公 園	栄町公園	栄町2丁目	0.12	0.12	100.0	
〃	中央町小公園	中央町3丁目	0.16	0.16	100.0	
〃	輪西駅前広場	輪西町1丁目	0.13	0.13	100.0	
〃	港北なかよし公園	港北町3丁目	0.15	0.15	100.0	
〃	海岸町2丁目公園	海岸町2丁目	0.21	0.21	100.0	
〃	知利別4丁目公園	知利別町4丁目	0.30	0.30	100.0	
〃	開運公園	幸町	0.25	0.25	100.0	
〃	八丁平5丁目室商跡公園	八丁平5丁目	0.18	0.18	100.0	
近 隣 公 園	小橋内児童遊園地	小橋内町1丁目 港南町1丁目	2.40	2.40	100.0	
〃	みなとが丘児童遊園地	沢町93番地 西小路町49番地	1.30	1.30	100.0	
〃	八丁平第2南公園	八丁平1丁目	2.50	2.50	100.0	
総 合 公 園	室蘭岳山麓総合公園	香川町157番地	23.50	23.50	100.0	
緑 地	ふるさとの森21公園	母恋北町1丁目 母恋南町2・3丁目 御前水町1・2・3丁目	39.70	39.70	100.0	

## 4. 下水道

当初決定 昭和33年 3月26日  
 最終変更 令和 3年 3月23日 室蘭市告示第19号

### 4-1 排水区域

名 称	計画排水区域面積(ha)	供用排水区域面積(ha)	供用率(%)
室蘭公共下水道	2,719	2,543	93.5

### 4-2 ポンプ施設

名 称	位 置	計画面積(m <sup>2</sup> )	供用面積(m <sup>2</sup> )	設 備
祝津汚水中継ポンプ場	室蘭市祝津町4丁目	約 200	約 200	揚水能力 2.00 m <sup>3</sup> /分
小橋内汚水中継ポンプ場	室蘭市築地町	約 130	約 130	〃 7.10 m <sup>3</sup> /分
蘭西汚水中継ポンプ場	室蘭市本町2丁目	約 980	約 980	〃 9.20 m <sup>3</sup> /分
母恋汚水中継ポンプ場	室蘭市茶津町	約 720	約 720	〃 12.10 m <sup>3</sup> /分
御崎汚水中継ポンプ場	室蘭市御崎町1丁目	約 700	約 470	〃 13.50 m <sup>3</sup> /分
輪西汚水中継ポンプ場	室蘭市輪西町3丁目	約 500	約 500	〃 4.60 m <sup>3</sup> /分
中島下水ポンプ場	室蘭市中島町4丁目	約 10,420	約 10,420	〃 948.00 m <sup>3</sup> /分
日の出汚水中継ポンプ場	登別市鷺別町2丁目	約 850	約 850	〃 6.10 m <sup>3</sup> /分
本輪西汚水中継ポンプ場	室蘭市本輪西町1丁目	約 1,200	約 1,200	〃 12.80 m <sup>3</sup> /分
崎守汚水中継ポンプ場	室蘭市崎守町	約 640	約 640	〃 4.80 m <sup>3</sup> /分
中島本町汚水中継ポンプ場	室蘭市中島本町2丁目	約 470	約 470	〃 4.60 m <sup>3</sup> /分

### 4-3 処理施設

名 称	位 置	計画面積(m <sup>2</sup> )	供用面積(m <sup>2</sup> )	備 考
蘭東下水処理場	室蘭市寿町3丁目	約 41,960	約 41,960	処理能力 48,000m <sup>3</sup> /日

## 5. その他の処理施設

当初決定 平成12年11月15日 室蘭市告示第70号  
 最終変更 令和3年3月23日 室蘭市告示第16号

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	その他の処理施設名			
1	西胆振地域 一般廃棄物処理施設	室蘭市石川町 伊達市南黄金町	約 36,000 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 焼却施設 149t/24h</li> <li>・ 不燃、粗大ごみ 処理施設 32t/5h</li> </ul>

## 6. 市 場

当初決定 昭和40年11月15日 建設省告示第3237号  
 最終変更 令和5年2月22日 室蘭市告示第2号

名 称		位 置	面 積
番号	市 場 名		
1	室蘭市公設地方卸売市場	室蘭市東町3丁目	約 3.1 ha

## 7. 火 葬 場

当初決定 昭和43年3月30日 建設省告示第809号

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	火 葬 場 名			
1	室蘭市営火葬場	室蘭市神代町	約 1.4ha	

## 第5章 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について地方公共団体などが公共施設の整備と宅地の開発とを一体的・総合的にすすめる事業です。

都市計画法には、①土地区画整理事業、②市街地再開発事業、③新住宅市街地開発事業、④工業団地造成事業、⑤新都市基盤整備事業、⑥住宅街区整備事業、⑦防災街区整備事業があります。

### 土地区画整理事業

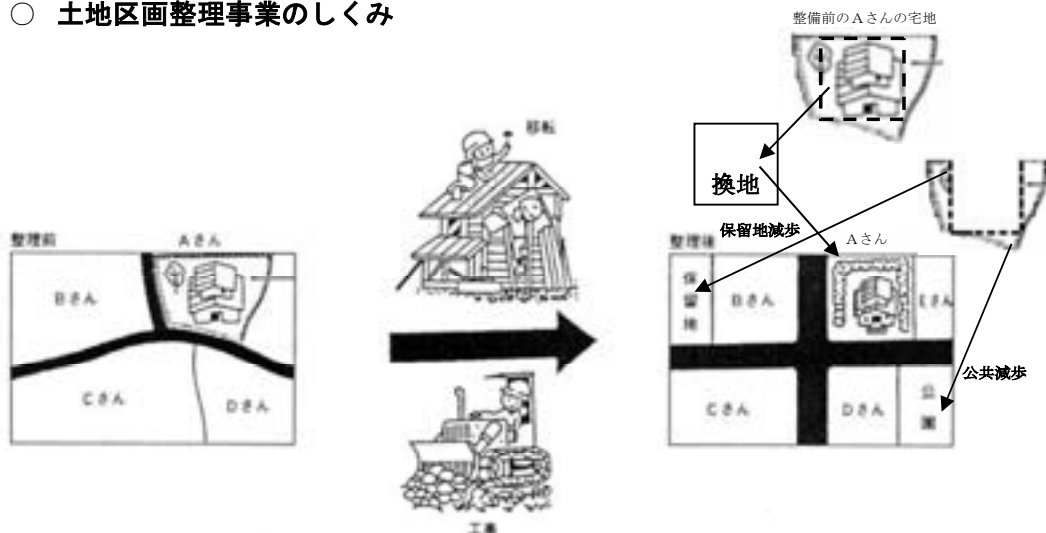
土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、換地と減歩の手段により、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業です。

区画整理事業では、道路・公園等の公共施設を整備すると同時に、元の宅地の条件を考慮しながら、整備前よりも利用しやすいように宅地の再配置を行います。これにより、元の宅地に対して新しく置き換ええられた宅地を「換地」といいます。

区画整理事業に必要な土地（公共施設用地、保留地）は、区域内の権利者から公平に提供してもらい仕組みとなっています。これにより、整備前の各権利者の土地の面積が事業により減少することを「減歩」といいます。減歩には公園や道路などの公共施設用地に充てる「公共減歩」と事業費を賄うために保留地を確保する「保留地減歩」に分けられます。

室蘭市ではこれまでに東室蘭（第一・第二）・絵鞆・陣屋・水元・八丁平・中央地区の7地区において土地区画整理事業を行いました。

#### ○ 土地区画整理事業のしくみ



### 新住宅市街地開発事業

新住宅市街地開発事業は、住宅に対する需要が著しく多い市街地の周辺の地域において健全な住宅市街地を開発し、居住環境の良好な相当規模の住宅地の供給を行うことを目的とし、施工者が予定区域を全面買収して住宅市街地を整備する事業です。

室蘭市では、新住宅市街地開発事業として、崎守新住宅市街地開発事業（白鳥台ニュータウン）を行いました。

〈市街地開発事業等予定区域〉

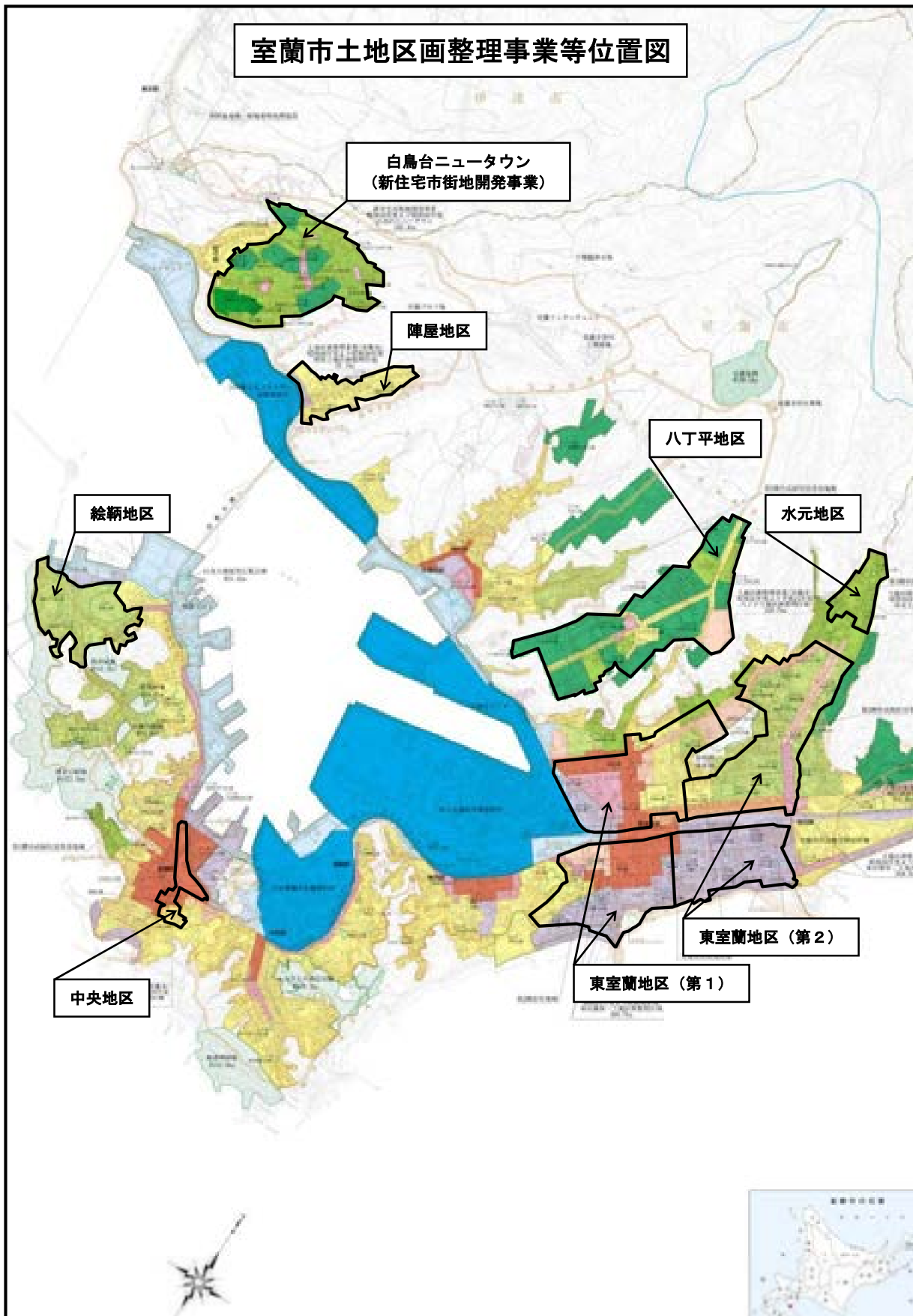
市街地開発事業等予定区域は、大規模な用地を必要とする面的開発事業の予定地をできるだけ早い段階で確保しておくため、事業の基本的な事項が明らかになった段階で、事業区域、施行予定者などを都市計画に定めるものです。これは、事業の障害となる乱開発や投機的な土地取引が行われるのを防止するため、開発行為や建築物などに制限を課すものです。

**1. 土地区画整理事業**

名 称	計画決定の告示年月日 及び告示番号	施行期間	面積 (ha)	計画人口 (人)	換地処分日
東室蘭第一 土地区画整理事業	昭和 29 年 3 月 30 日 建設省告示第 328 号	S31 年度 ～ S40 年度	300.7	25,000	昭和 41 年 2 月 4 日
東室蘭第二 土地区画整理事業	昭和 29 年 3 月 30 日 建設省告示第 328 号	S36 年度 ～ S43 年度	294.1	21,060	昭和 44 年 3 月 31 日
絵鞆土地区画整理事業	昭和 42 年 7 月 7 日 建設省告示第 1949 号	S44 年度 ～ S50 年度	86.1	5,850	昭和 50 年 9 月 5 日
陣屋土地区画整理事業	昭和 47 年 12 月 27 日 北海道告示第 3685 号	S48 年度 ～ S56 年度	51.1	3,000	昭和 56 年 10 月 12 日
水元土地区画整理事業	昭和 55 年 9 月 20 日 北海道告示第 2360-2 号	S55 年度 ～ H2 年度	33.1	2,400	平成 2 年 7 月 12 日
八丁平土地区画整理事業	昭和 42 年 7 月 7 日 建設省告示第 1951 号	S51 年度 ～ H14 年度	218.7	16,000	平成 15 年 3 月 7 日
中央土地区画整理事業	平成 5 年 10 月 8 月 北海道告示第 1548 号	H 6 年度 ～ H19 年度	23.4	500	平成 20 年 2 月 29 日

**2. 新住宅市街地開発事業**

名 称	当初決定の 告示年月日 及び告示番号	最終変更の 告示年月日 及び告示番号	施行期間	面積 (ha)	計画 人口 (人)
崎守 新住宅市街地開発事業 (白鳥台ニュータウン)	昭和 40 年 7 月 2 日 建設省告示第 1675 号	昭和 43 年 8 月 14 日 建設省告示第 2251 号	S40 年度 ～ S46 年度	182.4	24,000





## 第6章 地区計画

地区計画は、比較的小規模な地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設等の配置から見て一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備・保全するために、市町村が定める計画です。

地区計画の内容は、次の2つからなります。

### ① 地区計画の方針等

地区計画の目標、区域の整備、開発及び保全に関する方針

### ② 地区整備計画

地区施設、建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画

地区整備計画が定められている区域において土地の区画形質の変更や建築物の建築を行うとする者は、市町村長への届出が義務づけられます。

また、地区整備計画で定めた事項のうち、建築物の用途、敷地に関する事項等を条例による制限として定めることができます。

### ●地区計画の内容

**ア. 地区施設の配置および規模**

地区施設として、地区住民の利用する地区道路、小公園、緑地、広場、その他の公共空地をいい、それらの配置や規模を定めます。

**イ. 建築物等の制限**

- 建築物や工作物の用途
- 壁面の位置の制限
- 建築物の形態、デザイン
- 垣またはさくの構造
- 敷地面積 (A) や建築面積 (B) の最低限度
- 建ぺい率 (C) の最高限度
- 容積率 (D)、高さ (H) の最低限度又は最高限度

**ウ. 草地や樹林地の保全**

現存する草地や樹林地を残すことを定めます。

A : 敷地面積  
 B : 建築面積  
 C : 建ぺい率 = B / A  
 D : 容積率 = 各階床面積の合計 / A  
 H : 建築物の高さ

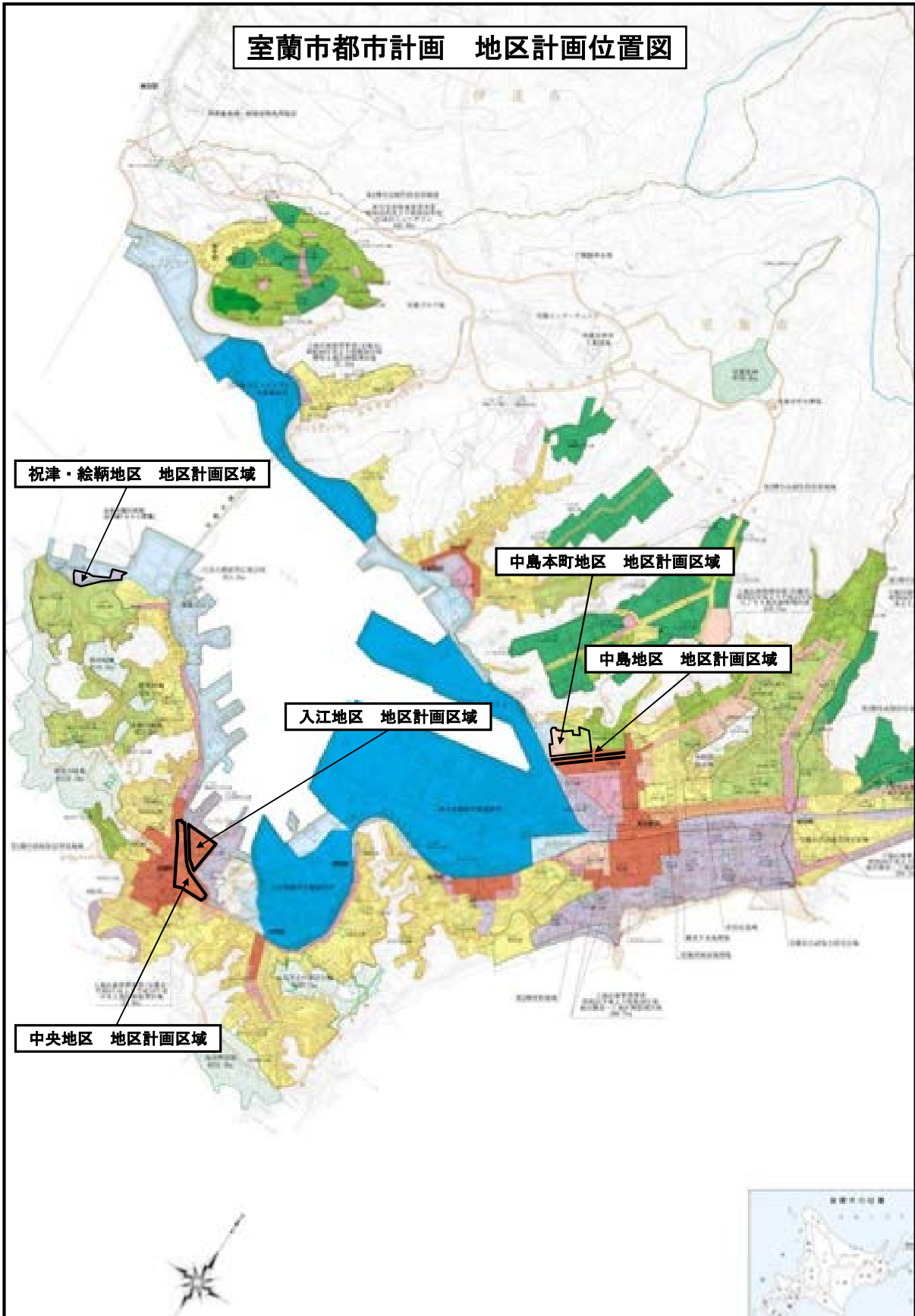
## 1. 地区計画

### 1-1 都市計画法第16条第2項に基づく条例の制定

区域名	市町村名	制定年月日	備考
室蘭圏	室蘭市	平成4年9月25日	室蘭市条例第44号

### 1-2 地区計画の決定

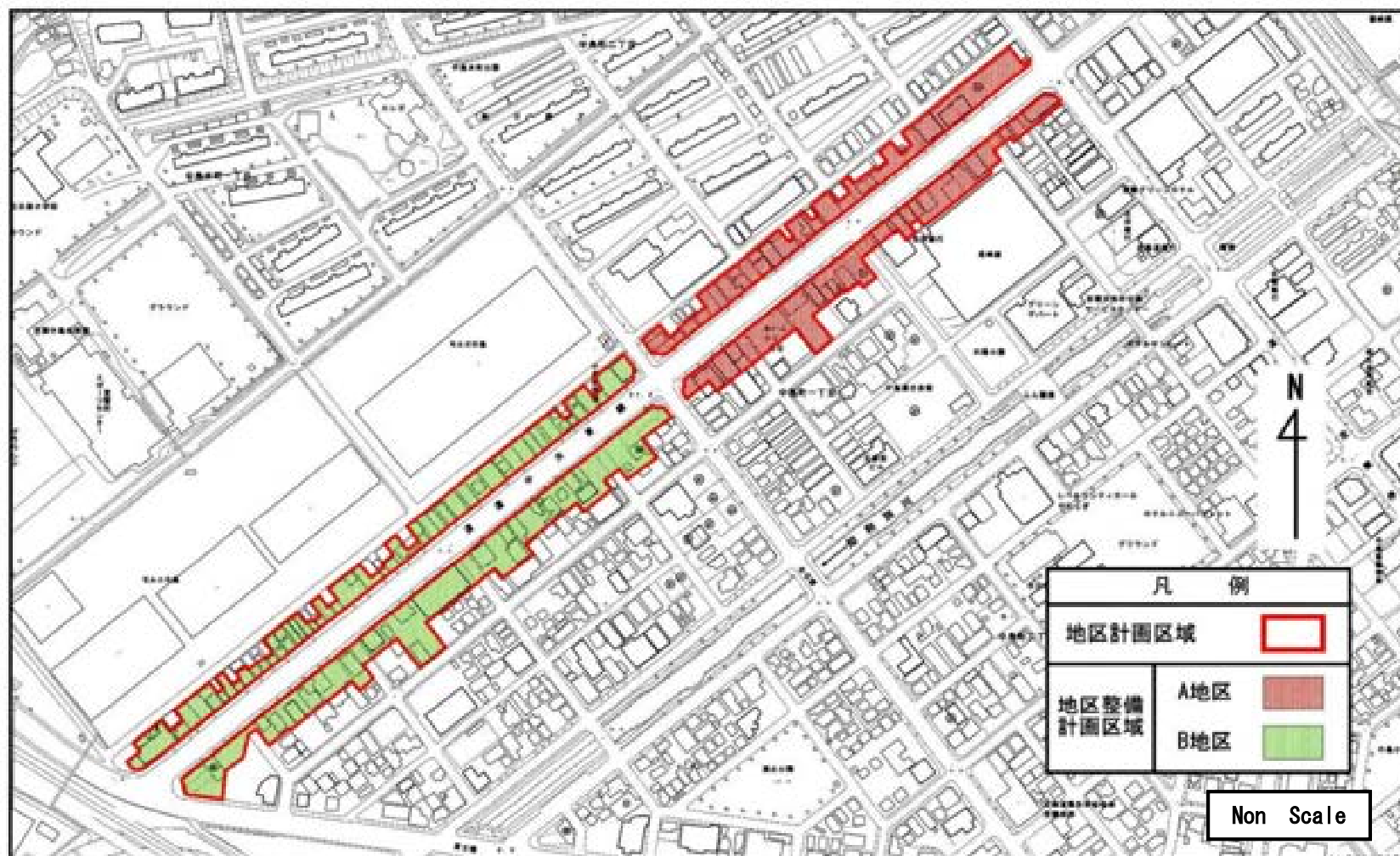
地区名	面積 (ha)	地区整備計画面積 (ha)	当初決定の告示年月日及び告示番号	最終変更の告示年月日及び告示番号	建築物等の制限
祝津・絵鞆地区	4.6	4.6	平成5年9月7日 室蘭市告示第50号		用途 敷地面積の最低限度(300㎡)
中島地区	3.4	3.4	平成7年6月30日 室蘭市告示第51号	平成16年6月4日 室蘭市告示第57号	用途 壁面位置(1.0m) 形態又は意匠
中央地区	14.7	10.2	平成10年11月6日 室蘭市告示第55号	平成20年6月18日 室蘭市告示第53号	用途 形態又は意匠
入江地区	9.3	9.3	平成15年1月17日 室蘭市告示第5号	平成19年12月17日 室蘭市告示第70号	用途 形態又は意匠
中島本町地区	15.0	13.8	令和4年3月28日 室蘭市告示第9号		用途 敷地の最低限度ほか



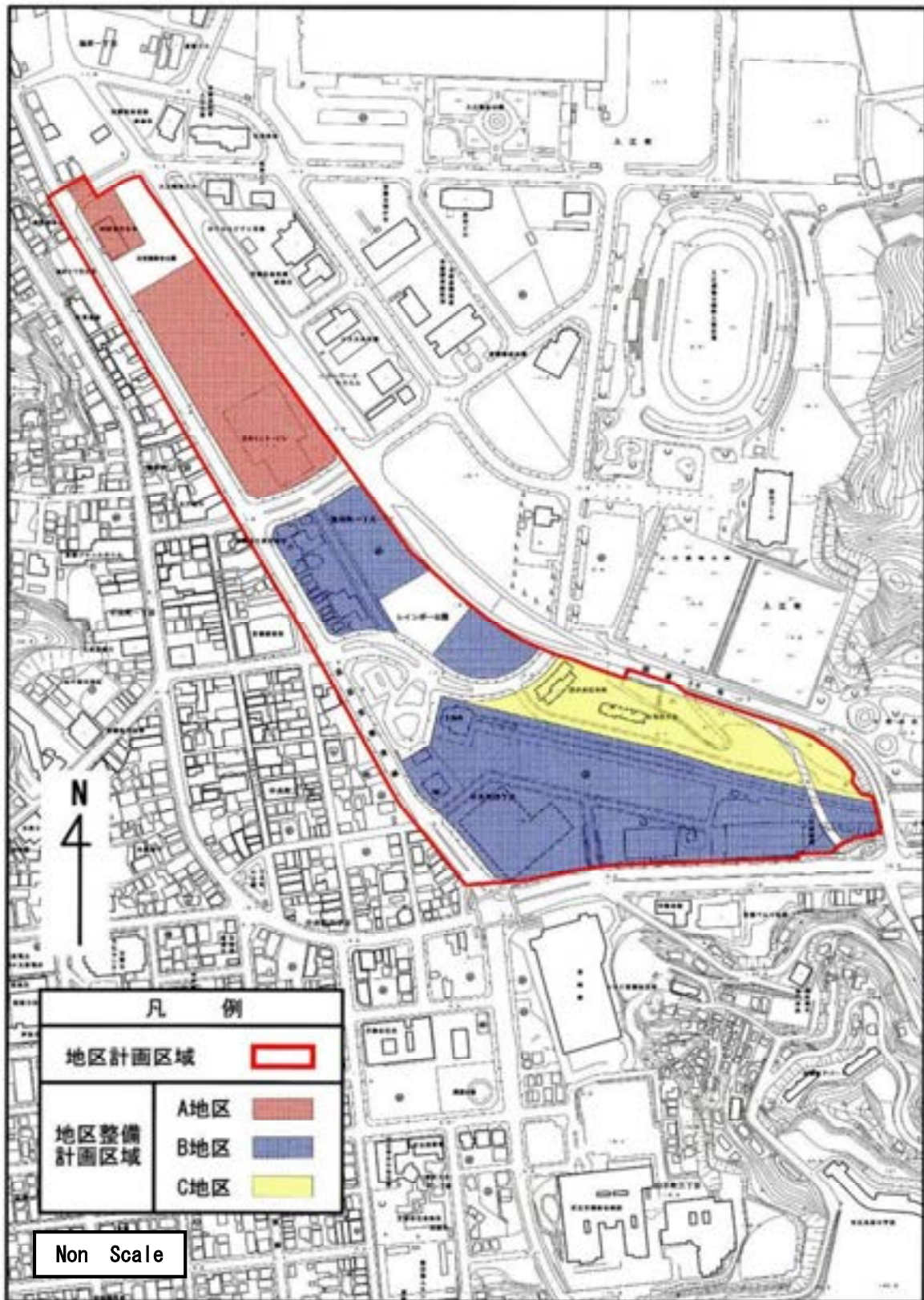
室蘭圏都市計画 祝津・絵鞆地区地区計画 計画図



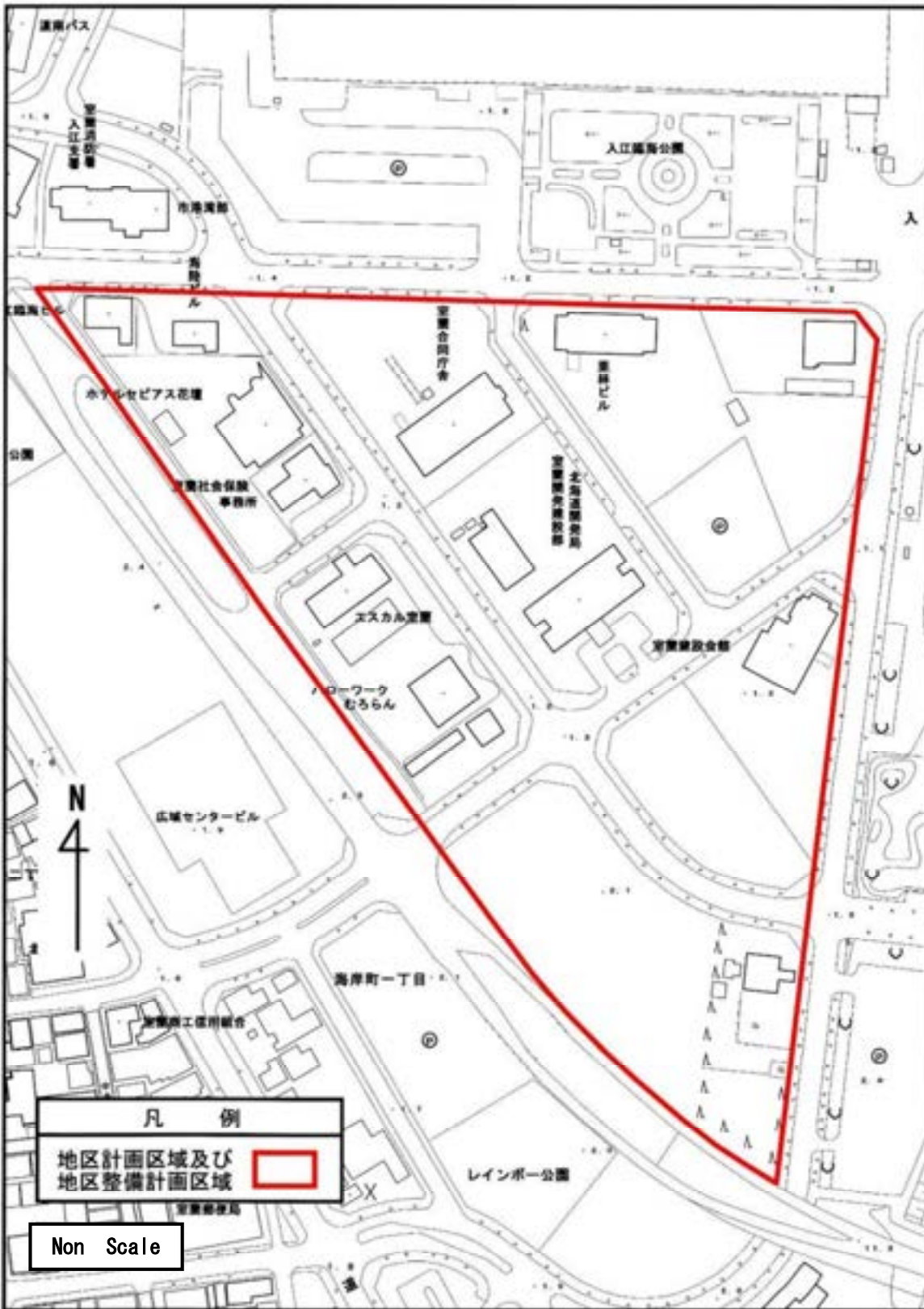
室蘭圏都市計画 中島地区地区計画 計画図



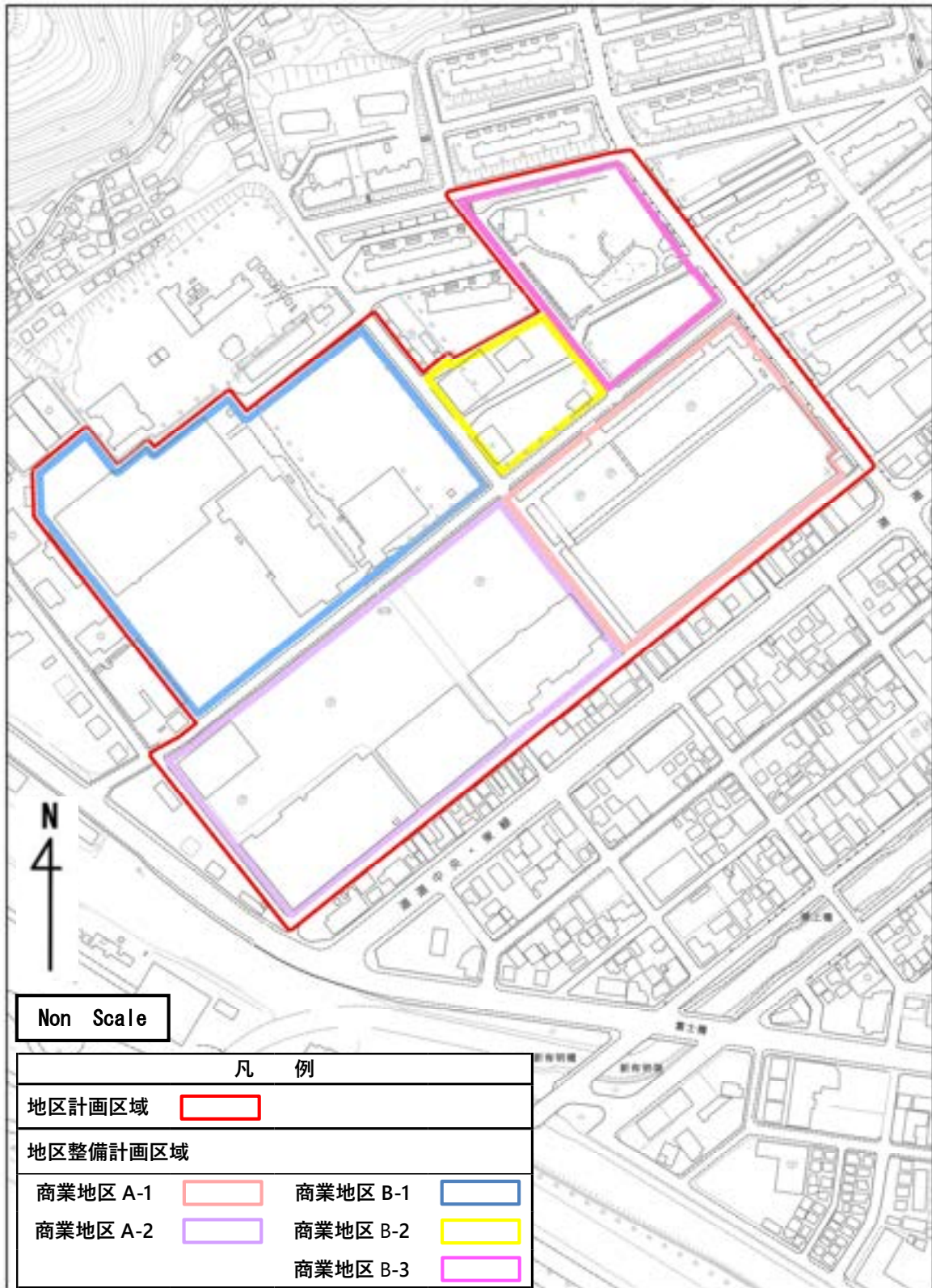
室蘭圏都市計画 中央地区地区計画 計画図



室蘭圏都市計画 入江地区地区計画 計画図



室蘭圏都市計画 中島本町地区地区計画 計画図



令和5年度版 室蘭市の都市計画

令和5年4月発行

発行者 室蘭市都市建設部 都市政策推進課